

# 逗子市子ども・子育て支援事業計画

【案】

2015年(平成27年) 月

逗子市

## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	7
4 計画の対象 .....	7
第2章 逗子の子ども・子育ての姿 .....	8
1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て .....	8
2 少子化、晩婚化、晩産化の中で世帯は小規模化しながら増加の傾向 .....	8
3 保育所の待機児童と教育・保育施設の定員等 .....	13
4 逗子市の子育て世帯における保護者の就労状況等 .....	14
第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題 .....	15
1 幼稚園、保育所等の現状 .....	15
2 子育て支援施策の現状 .....	17
3 逗子市の子育て支援施策の課題 .....	27
第4章 計画の基本的な考え方 .....	30
1 基本理念 .....	30
2 基本的な考え方（施策の視点） .....	31
3 計画の基本目標 .....	31
第5章 基本目標における施策の方向と取組み .....	32
基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします .....	32
基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします .....	35
基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします .....	38
基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します .....	42
基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします .....	45
第6章 子ども・子育て支援制度の推進 .....	48
1 「子ども・子育て支援制度」のポイント .....	48
2 子ども・子育て支援制度に基づく事業体系 .....	50
3 保育の必要性の認定 .....	52
第7章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策 .....	53
1 教育・保育提供区域の設定 .....	53
2 幼児期の教育・保育 .....	53
3 地域子ども・子育て支援事業 .....	56
第8章 計画の進行管理 .....	68
1 計画の推進体制 .....	68
2 計画の進行管理 .....	68

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景・趣旨

わが国では、少子化が急速に進行し、平成2年に合計特殊出生率が1.57となって以来、少子化対策が社会全体の大きな課題として認識され、「エンゼルプラン」（平成6年）や「新エンゼルプラン」（平成11年）などを策定し、少子化対策への取り組みが始まりました。また、平成15年には「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、同法に基づき地方公共団体及び企業に「行動計画」策定を義務付け、子育て家庭をとりまく地域環境についても取組みを推進していくことになりました。しかしながら、子どもや子育てを取り巻く環境は依然厳しく、地域とのつながりの希薄化の中、子育てに対する不安や孤立感を覚える家庭は少なくありません。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、保育ニーズは年々増加しており待機児童が問題化されるようになりました。

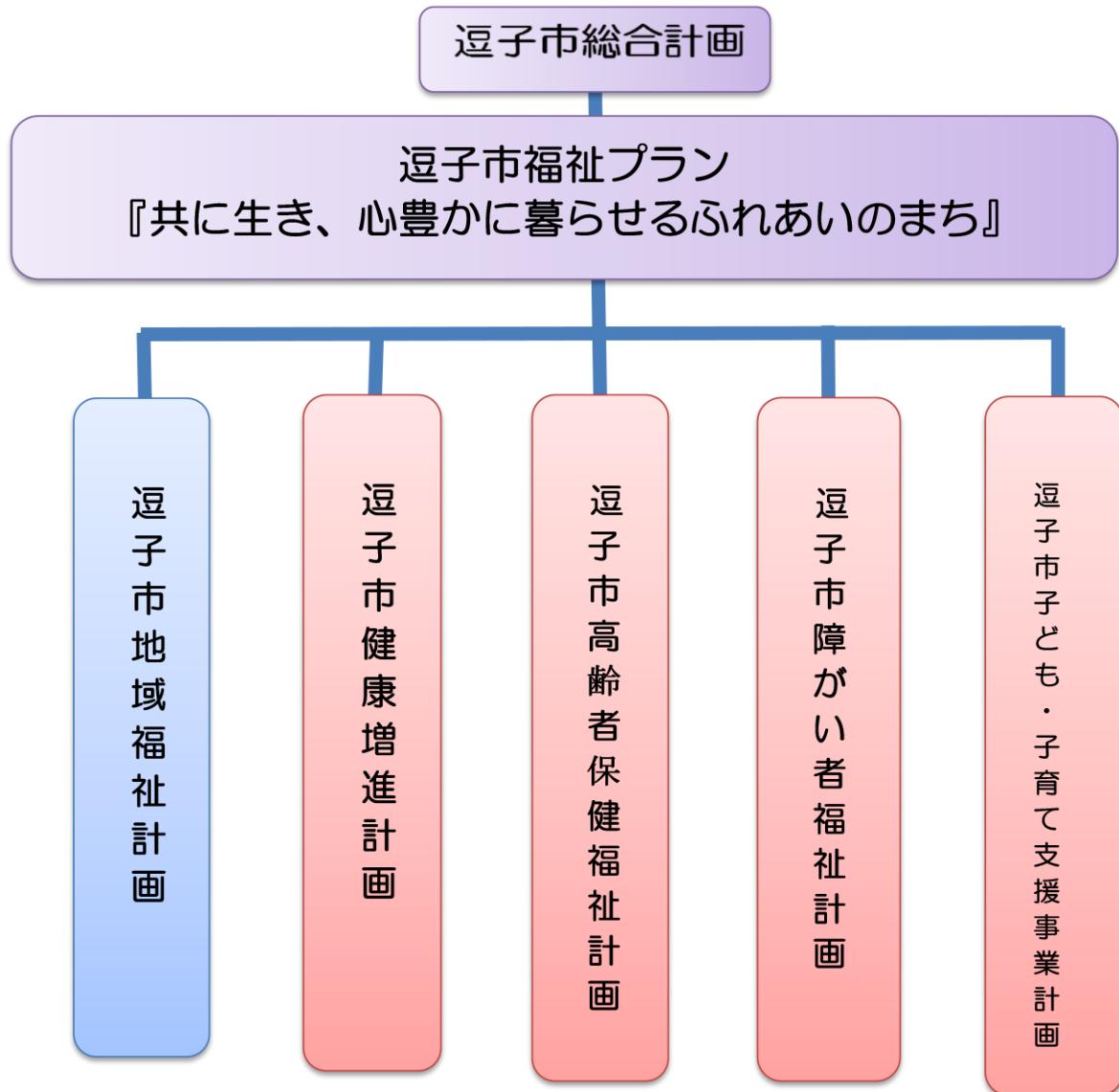
このような社会情勢を受け、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から本格施行され、幼児期の質の高い教育・保育の提供や待機児童の解消、地域の子ども子育て支援のさらなる充実を図ることとしています。

本市においても、平成22年には「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育てを地域全体で応援し、子どもも親もともに育つ豊かな環境を創造するとともに、すべての子どもがいきいきと育つことを目指し、「みんなでスクラム 子育て・子育ち応援都市 逗子」をスローガンとして子育て支援に取り組んできました。平成26年度に本計画の最終年度を迎える今後はこれまでの「次世代育成支援行動計画（後期計画）」も継承しつつ、「子ども・子育て関連3法」に基づき誰もが住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実を目指すため、また、地域と力を併せてともに育むまちづくりを目指すため、新たな計画として「逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。
- ◆また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承し、包含する計画として位置付け、「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」も含めて計画します。
- ◆さらに、さまざまな分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市福祉プラン」などの上位計画と整合性を持ったものとしています。

(1) 他計画との関係イメージ



(2) 上位計画と連動する「逗子市子ども・子育て支援事業計画」の目標と方針

- ◆ 基本構想の取組みの方向 (「逗子市総合計画」より抜粋)

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てるこことできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

◆ 「逗子市総合計画」で位置づけている事業と目標

【1】 ★リーディング事業

(1) 『子育てネットワーク構築事業』

課題	社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者が増加していることから、子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させ、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要があります。
取組み	子育てに関するポータルサイトを構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行います。子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合う場として「子育てに関するネットワーク会議」を逗子市社会福祉協議会と連携しながら設置します。ポータルサイトとネットワーク会議を連携させることで、「子育てネットワーク」として総合的に子育て支援を推進します。
目標【2022（平成34）年度】	現状【2013（平成25）年度末】
★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成30）年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。	子育てに関するポータルサイトがない。

(2) 『体験学習施設講座等事業』

課題	子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中高生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められています。
取組み	中高生については体験学習施設「スマイル」を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる「子ども委員会」を設置し、子どもの居場所をつくります。また、実行委員会形式による体験学習施設まつり等の企画運営を行います。
目標【2022（平成34）年度】	現状【2013（平成25）年度末】
逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。	開所されていない。

【2】 前期実施計画（平成 27 年度～34 年度）で位置付けている目標

No.	目標 【2022 年度】	現状 【2013 年度末】	補足
1	★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成 30）年度の年間アクセス数の 20 パーセント増となっている。	子育てに関するポータルサイトがない。	これから構築するポータルサイトであって、内容によってアクセス数は大幅に異なる。できるだけアクセス数が多くなるようなポータルサイトの構築をめざす。
2	★逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が 2,000 人、年間延べ利用者数が 60,000 人になっている。	開所されていない。	・逗子市体験学習施設は、2014（平成 26）年 4 月に第一運動公園内に開所し、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。 ・2013（平成 25）年度の青少年会館の実績（講座受講者数約 1,000 人、利用者数 30,000 人）をもとに、実際に利用の中心となる中学・高校生の参加による「逗子市体験学習施設企画運営委員会による企画を取り入れた講座・イベントの実施により利用者の倍増をめざすもの。
3	「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」における子育ての環境や支援の満足度が 25 パーセントになっている。	15.2 パーセント 【2013（平成 25）年度調査】	施設整備等、事業の推進に時間を要する事業が多く、既存の事業内容の制度拡充を行い（すしファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり、妊婦健診補助等）、5 年間で満足度の 10 ポイントアップをめざす。
4	教育・保育施設等を希望する人すべてが、希望する施設を利用できる。	保育所入所待機児童数 18 名 【2013（平成 25）年 4 月 1 日現在】	2015（平成 27）年度から施行される子ども・子育て支援の新制度における逗子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、希望する人すべてが、希望する施設を利用できることをめざす。

5	<p>ほっとスペースの年間延べ利用者数が26,000人になっている。</p>	<p>約10,000人 【2013（平成25）年度調査】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほっとスペース」とは、市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場*などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。</li> <li>・2014（平成26）年度に池子ほっとスペースを開設したことに伴い、年間1万人程度の利用の純増が見込まれる。それに加えて、子育て支援に関する情報発信の充実等の施策を行うことで、年に3パーセント以上の延べ利用者数の増加を継続的にめざすもの。</li> </ul>
---	--	--------------------------------------	--

#### ◆ 「逗子市福祉プラン」で位置づけている事業と目標

##### （1）『子育て支援センター運営事業』

課題	子育てについての悩みや不安のある人へ気軽に相談ができるよう身近な地域で相談できる場所や機会を拡充する必要があります。	
取組み	子育て支援センターでは親子で遊びながら他の親子と交流しながら誰もが気軽に相談できる仕組みを作るとともに、子ども相談室や児童相談所等の関係機関と綿密な連携をとり、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。	
目標【2019（平成31）年度】	現状【2013（平成25）年度末】	
年間15,000人が来所。 子育てネットワーク構築事業と連携した情報提供ができている。	子育て支援センター来所者 5,446組 11,627人 小坪親子遊びの場（巡回相談） 来所者 181組 385人 沼間親子遊びの場（巡回相談） 来所者 516組 1,174人	

(2) 『ファミリーサポートセンター運営事業』

課題	乳幼児や小学生等の児童がいる家庭の児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となり、相互援助活動の連絡調整をファミリーサポートセンターが行い、地域における育児の相互援助活動を推進しております。地域の保護者の要望に応えるために乳幼児、小学生の一時預かりや病児・病後児の預かり等のニーズに対応できる支援会員、両方会員確保が必要です。
取組み	ファミリーサポートセンター支援会員研修について、支援会員が病児・病後児の預かりができるように研修会の開催方法、講義内容や開催回数などの工夫を行うようにします。
目標【2019（平成31）年度】	現状【2013（平成25）年度末】
ファミリーサポートセンター 支援会員と両方会員の合計が 500 人になっている。 病児・病後児預かりについて市民に周知がされ、病児・病後児預かりができる支援会員が増えてきている。	依頼会員 956 人 支援会員 279 人 両方会員 169 人 *病児・病後児預かりは平成 26 年度より開始。

(3) 『子ども相談室運営事業』

課題	子ども相談については、社会状況が複雑化してきています。また、核家族化の中で、子育てに関する悩みをひとりで抱える親や配偶者からの暴力、望まない妊娠等様々な問題に対応するために各機関と連携をとる必要があります。
取組み	児童福祉法に基づく要保護児童対策ネットワーク会議を中心に児童談所や警察署、保健福祉事務所等と連携をとりながら対象者へ寄り添う支援体制の更なる充実化を図ります。
目標【2019（平成31）年度】	現状【2013（平成25）年度末】
要保護児童対策ネットワーク会議を中心とした様々な関係機関との連携が今まで以上に充実し、対象者への支援が組織的に行われている	要保護児童対策ネットワーク会議を中心に対象者への支援を行っている。

#### (4) 『妊産婦・乳児訪問等事業』

課題	妊娠中の妊産婦、出産後の母子のケアにおいて、子育てについての的確な情報提供や養育環境の把握がますます必要となっています。	
取組み	安全な妊娠・出産の確保、安心して子育てできる環境の確保及び個人の健康状態に応じた支援環境の確保を目的として、妊娠期から産後まで一貫した相談体制で取り組みます。	
目標【2019（平成31）年度】	現状【2013（平成25）年度末】	
保健師及び助産師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、相談に応じている。	保健師、助産師が訪問や相談に応じている。	

### 3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間としています。なお、5年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行っていくこととします。

### 4 計画の対象

この計画の対象は、すべての子ども(18歳未満)と子どものいる家庭、及び妊産婦を含む子どもを授かる予定の家庭です。障がい、疾病、貧困、虐待など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含めます。

## 第2章 逗子の子ども・子育ての姿

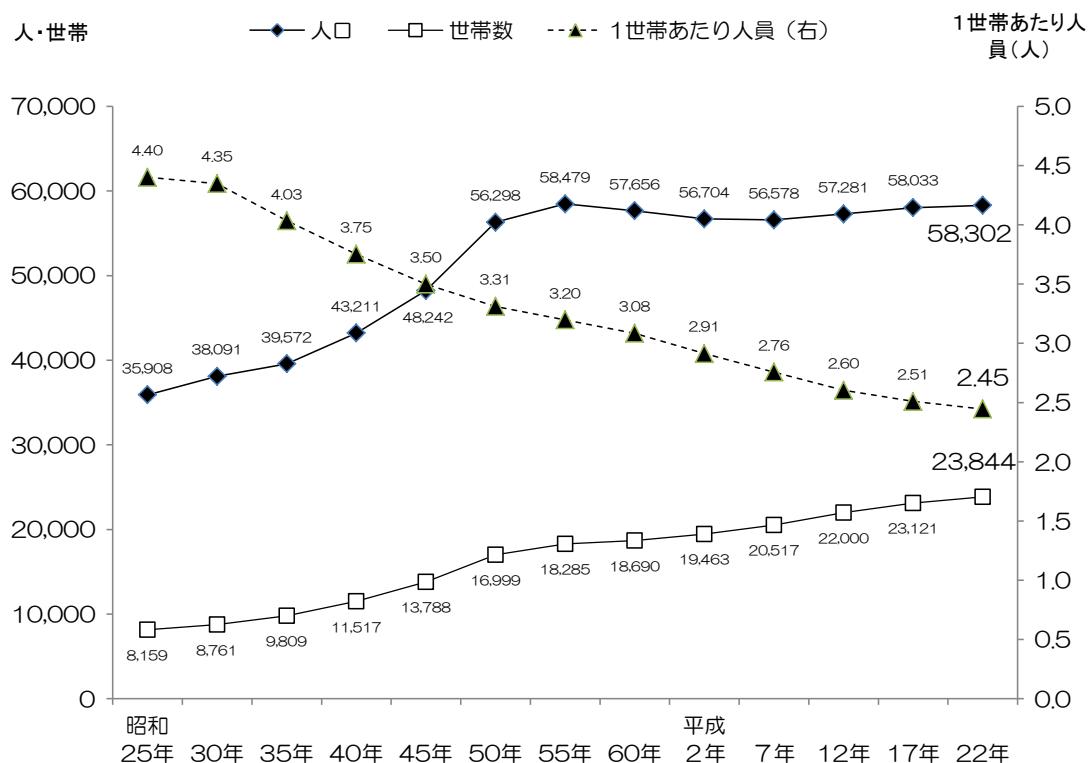
### 1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て

本市の都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」に象徴されるように、都市化のなかで逗子市が守ってきた自然環境の豊かさは市民共通の誇りであり、心の豊かさ、自然環境と社会環境の調和、小さくても自立するまちを目指す文化の気風高い住宅都市となっています。自然に囲まれた住宅都市で、海や山など豊かな自然環境の中で子育てを楽しむための市と市民との協働による取組みを行っており、また、子育てサークルや母親同士等の助け合い活動など地域住民の主体的な活動もおこなわれています。

### 2 少子化、晩婚化、晩産化の中で世帯は小規模化しながら増加の傾向

本市の総人口は、昭和 50 年代前半から 6 万人弱で推移していますが、世帯数は増加を続けてきました。一般世帯構成（国勢調査結果）をみると、平成 2 年、12 年、17 年、22 年のいずれも核家族世帯は 7 割弱となっています。しかしその内訳を平成 2 年と 22 年で比べると、夫婦のみの世帯が 2,421 世帯（64.7%）増加しており、高齢夫婦も含めて子どものいない世帯が増えていることがわかります。また、平成 22 年に全体の 1 割弱である「ひとり親と子ども」世帯が 20 年前と比べると 711 世帯増加しており、年々増加の傾向にあるといえます。

人口、世帯数、一世帯あたり人員の推移 【国勢調査結果】



## 一般世帯構成 【国勢調査結果】

	平成 2 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
核家族世帯	13,328	68.8	15,133	69	15,698	68.5	16,252	68.2
夫婦のみ	3,740	19.3	5,419	24.7	5,980	26.1	6,161	25.9
夫婦と子ども	8,017	41.4	7,876	35.9	7,696	33.6	7,809	32.6
ひとり親と子ども	1,571	8.1	1,838	8.4	2,022	8.8	2,282	9.6
男親と子ども	240	1.2	310	1.4	309	1.3	334	1.4
女親と子ども	1,331	6.9	1,528	7	1,713	7.5	1,948	8.2
三世帯家族等	2,550	13.2	1,980	9	1,791	7.8	1,499	6.3
非親族世帯	27	0.1	80	0.4	115	0.5	171	0.7
単独世帯	3,476	17.9	4,743	21.6	5,326	23.2	5,908	24.8
総世帯数（一般世帯）	19,381	100.0	21,936	100.0	22,930	100.0	23,830	100.0

- ◆ひとりの女性が一生に産む子どもの数を表すとされる合計特殊出生率は、0.96～1.23 のあいだを増減していますが、いぜん低い水準にとどまっており、神奈川県全体よりも低い水準で推移しています。
- ◆婚姻件数は、平成 14 年までは 1 年あたり 300 件台でしたが、平成 15 年以降は 200 件台となり減少の傾向にあります。
- ◆平均初婚年齢をみると、本市ではここ数年横ばいであるものの、全国と比べると高年齢となっています。全国的に晩婚化が進行しています。
- ◆本市における母親の年齢別出生人数は、30 代の割合が増加している中、平成 24 年には 30～34 歳より 35～39 歳で出産する人が最も多くなり、晩産化が進行しているといえます。

## 子どものいる世帯の状況 【国勢調査結果】

	平成 2 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
6歳未満親知りの一般世帯	1,972	10.2	2,047	9.3	2,033	8.0	2,025	8.5
18歳未満親知りの一般世帯	6,262	32.3	5,098	23.2	5,031	21.9	5,299	22.2
総世帯数（一般世帯）	19,381	100.0	21,936	100.0	22,930	100.0	23,830	100.0

出生数・出生率、婚姻・離婚の状況 【神奈川県衛生統計年報】

		平成 12 年	平成 17 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数		433	383	392	397	406	408	384
出生率	逗子市	7.7	6.6	6.8	6.8	7.0	7.0	6.6
人口千対	神奈川県	9.8	8.7	8.7	8.7	8.6	8.4	8.3
合計特殊	逗子市	1.12	1.01	1.16	1.18	1.18	1.23	1.19
出生率	神奈川県	1.25	1.13	1.23	1.23	1.25	1.25	1.27
婚姻件数		311	277	273	273	294	269	215
離婚件数		115	100	93	93	87	95	89

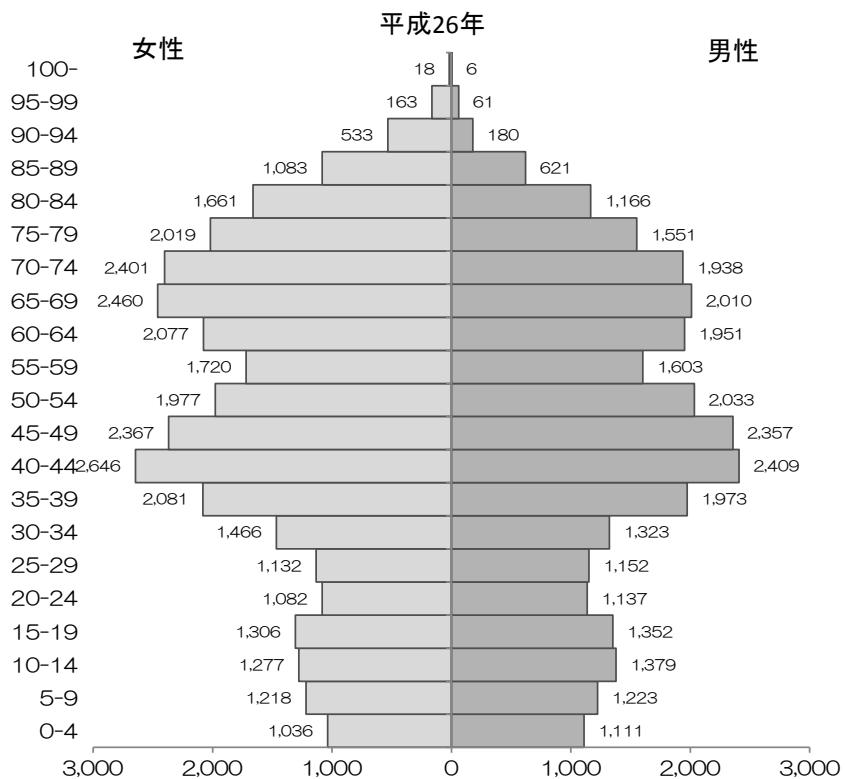
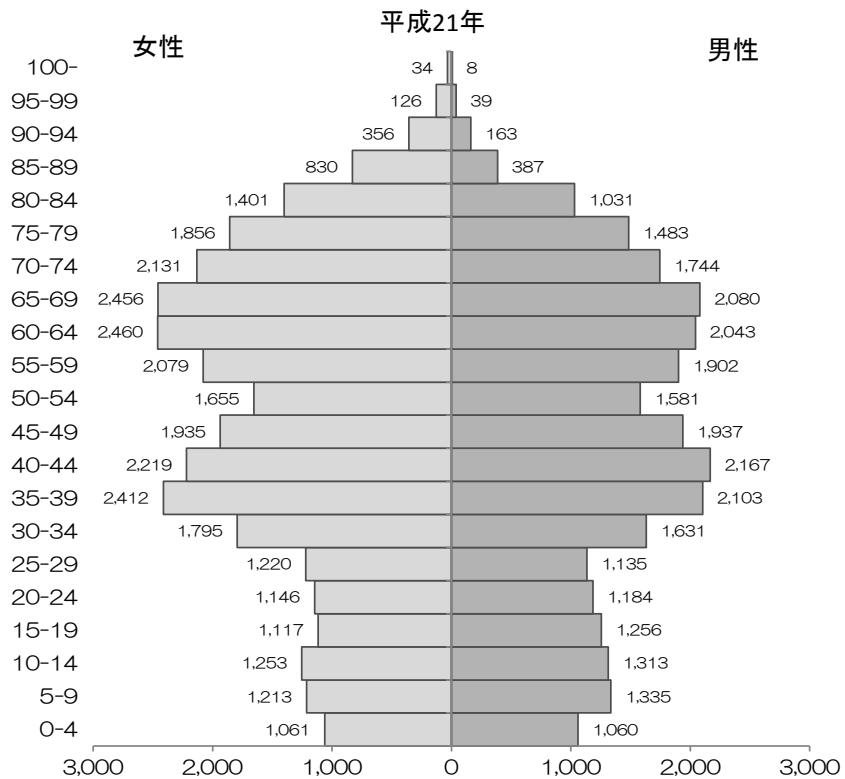
逗子市における平均初婚年齢の推移 【神奈川県衛生統計年報】

年 次	初婚夫妻の平均年齢(歳)	
	夫	妻
平成 17 年(参考)	31.4	29.1
平成 21 年	31.2	29.6
平成 22 年	31.6	29.8
平成 23 年	31.6	29.6
平成 24 年	31.4	29.7

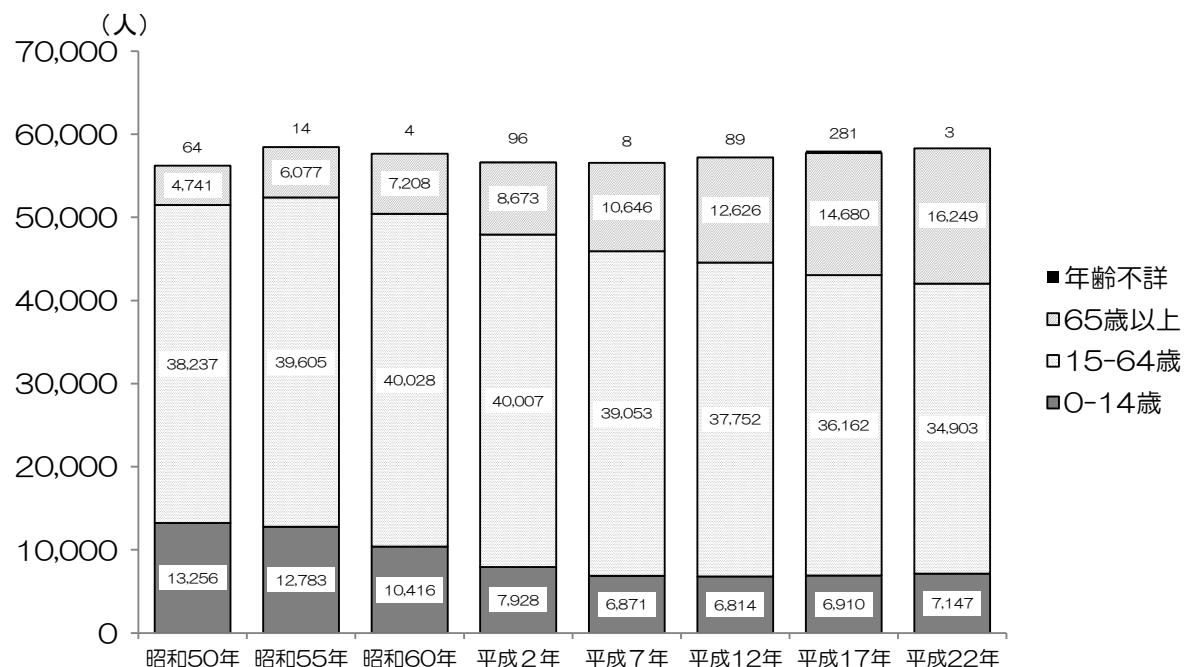
逗子市における母親の年齢別 出生人数 【神奈川県衛生統計年報】 (人)

年次 / 母年齢	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳
平成 21 年	3	27	70	149	124	24	0
平成 22 年	0	29	52	171	131	23	2
平成 23 年	4	17	77	145	133	32	0
平成 24 年	4	23	64	128	136	28	1

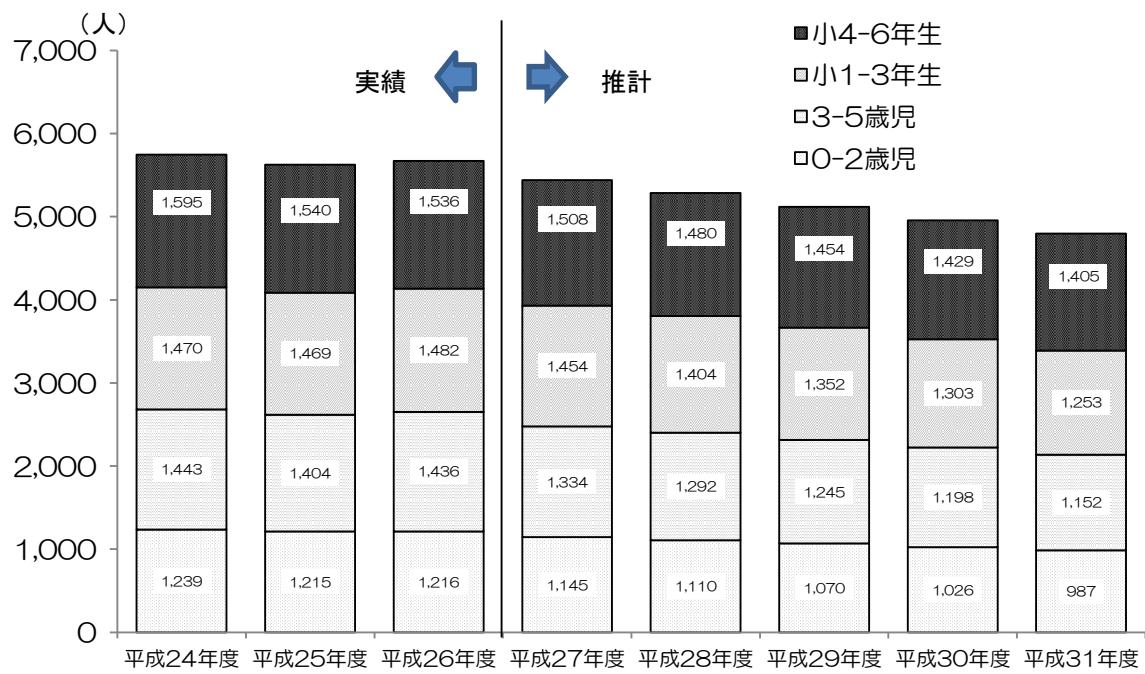
## 人口ピラミッド 【逗子市住民基本台帳】



### 年齢3区分別人口の推移 【逗子市住民基本台帳】



### 子ども人口の推移と推計



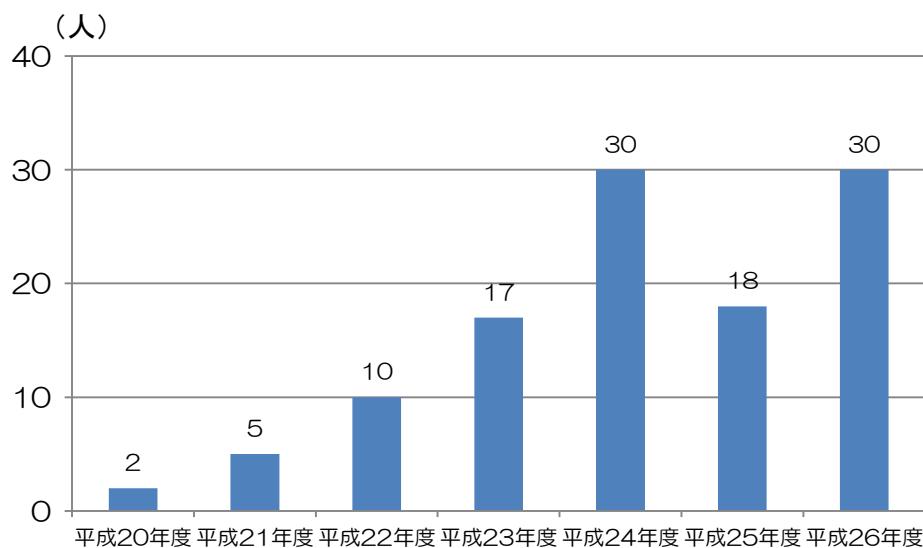
実績：逗子市住民基本台帳

推計：国勢調査結果を基に算出

### 3 保育所の待機児童と教育・保育施設の定員等

保育所の待機児童数は平成20年度は2人でしたが、24年度及び26年度には30人で最も多くなっています。

待機児童数の推移



市内の保育施設の定員等概数

保育施設	0歳・1歳	2歳	3歳以上
既存園計	125人	100人	405人
認可外計	11人	11人	30人
総計	136人	111人	435人

市内の教育施設の定員等概数

幼稚園	3歳以上
既存園(5園)	645人

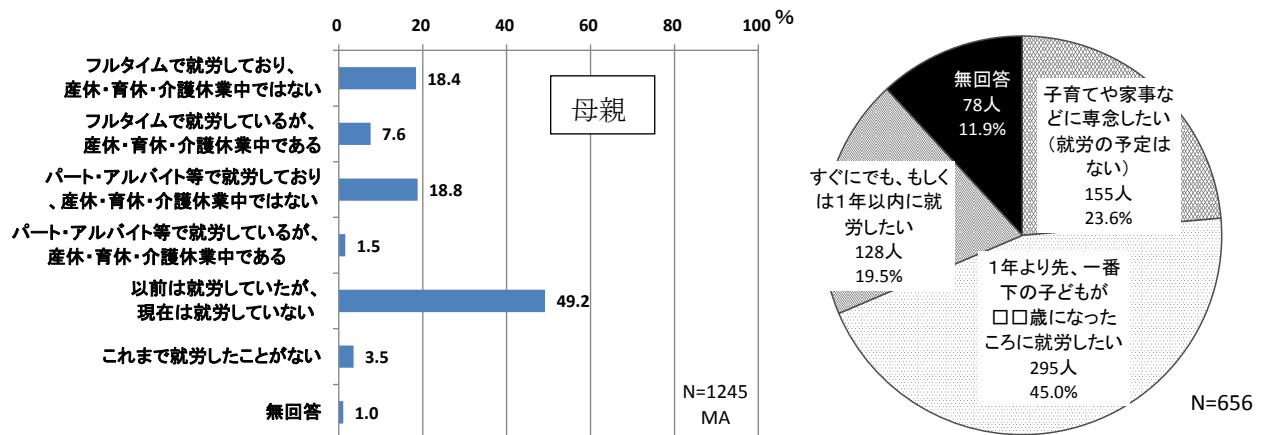
保育所入所率(平成26年4月1日) (人)

項目	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	計
保育所入所児童数	53	97	120	270	124	130	141	395	665
年齢別児童数	383	411	422	1,216	449	454	483	1,386	2,602
入所率	13.8%	23.6%	28.4%	22.2%	27.6%	28.6%	29.2%	28.5%	25.6%

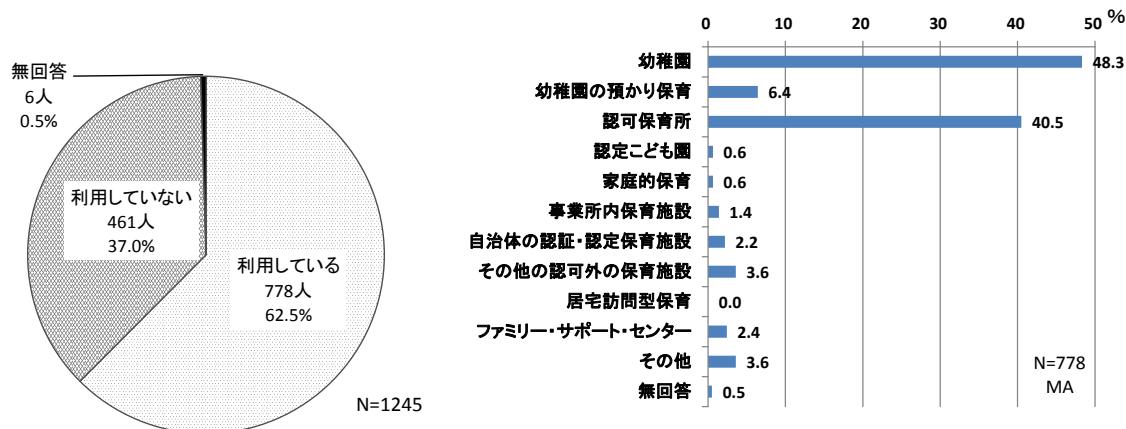
#### 4 逗子市の子育て世帯における保護者の就労状況等

平成 25 年度に実施したアンケート調査の結果によると、父親は 88.6% がフルタイムで働いており、母親はフルタイム、パートタイムを合わせて 46.3% が就労しています。夫婦共にフルタイムの共働き家庭は 22.0%、パートタイムの共働き家庭は 18.2% で 4 割が共働き家庭です。定期的な教育・保育事業の利用は 62.5%、そのうち幼稚園が 48.3%、認可保育所が 40.5% となっています。

母親の就労状況と就労希望



定期的な教育・保育事業の利用



## 第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題

### 1 幼稚園、保育所等の現状

#### 1) 現在の制度の概要

認可保育所は公立保育所及び民間保育所で構成され、民間保育所の多くは(逗子市内は全て)社会福祉法人が運営しています。一方、幼稚園は県内市町によっては若干公立幼稚園がありますが、ほとんどが(逗子市内は全て)民間幼稚園として主に学校法人が運営し、私立学校という位置付けです。

##### ◇ 幼稚園

- ・教育基本法、学校教育法に基づく学校として、文部科学省が管轄し、戦後の経済的な発展の中で園児数が増加していきました。
- ・施設及び運営内容は、幼稚園設置基準と幼稚園教育要領(省令)により規定されています。
- ・幼稚園の保育料は、文部科学省の市町村補助金制度の枠組みを基本として、保護者の所得に応じて市町村から1年分まとめて保護者へ就園奨励費として一部補助されています。

##### ◇ 認可保育所

- ・児童福祉法に基づく児童福祉施設として、厚生労働省が管轄しています。戦後貧困対策として制度化されたもので、「保育に欠ける」児童を対象として現在に至っています。
- ・施設及び運営内容は、児童福祉施設最低基準と保育所保育指針(省令)により規定されており、「養護と教育」を同時に行います。
- ・保育料は、国の徴収基準額を元に各市町村が保護者の所得に応じて定めた保育料を保護者から徴収しています。

##### ◇ 認可外保育施設

- ・認可保育所以外に認可外保育施設(神奈川県では私設保育施設と呼んでいます。)があり、その中でも自治体が一定の水準を超えることを認証した施設(神奈川県では認定保育施設と呼んでいます)もあります。認可外保育施設は、保護者と施設の個人契約で利用するため、保育料は保護者の所得にかかわらず、施設が定めた一律の額となります。
- ・認可外保育施設は、児童福祉法に基づき都道府県等への届け出の義務があり、県等による立ち入り調査を受ける等、劣悪な保育環境を無くし、保育の質とサービスの向上が推進されています。

## 2) 市内未就学児の入所状況概況

### 市内未就学児の入所状況

- ・幼稚園は、市単独幼稚園就園奨励費在園児調査(平成 26 年 6 月 1 日現在)
- ・保育所は、平成 26 年 4 月 1 日入所児童数
- ・年齢別人口は、平成 26 年 3 月 31 日住民基本台帳・外国人登録者の計

内 訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
年齢別人口	383 人	411 人	422 人	449 人	454 人	483 人	2,602 人
年齢別人口 (3歳以上)	—	—	—	449 人	454 人	483 人	1,386 人
内 訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
市内 幼稚園	—	—	—	140 人	168 人	154 人	462 人
葉山町幼稚園	—	—	—	46 人	72 人	84 人	202 人
鎌倉市幼稚園	—	—	—	45 人	67 人	68 人	180 人
その他幼稚園	—	—	—	5 人	6 人	6 人	17 人
幼稚園 計	—	—	—	236 人	313 人	312 人	861 人
幼稚園入所率	—	—	—	52.6%	68.9%	64.6%	61.8%
市内 保育所	50 人	93 人	110 人	120 人	128 人	137 人	638 人
市外 保育所	3 人	4 人	10 人	4 人	2 人	4 人	27 人
保育所 計	53 人	97 人	120 人	124 人	130 人	141 人	665 人
保育所入所率	13.8%	23.6%	28.4%	27.6%	28.6%	29.2%	28.7%
3歳以上在園児数計	—	—	—	360 人	443 人	453 人	1,256 人
3歳以上在園率	—	—	—	80.2%	97.6%	93.8%	90.6%

## 3) 保育所待機児童の推移

逗子市の保育所待機児童は、平成 20 年度に入り増加傾向が顕著となり、平成 24 年度までは毎年ほぼ倍増する状況でしたが、平成 25 年度は減少しました。平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、施設整備等は特段行っていないため、市では申込みを手控えた方が増加したものと考えており、潜在的なニーズも含めた入所希望者数全体が減少したものとは考えおりません。

### 待機児童の年度推移 (毎年度 4 月 1 日)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
待機児童数	3歳未満児	4 人	7 人	16 人	21 人	17 人
	3歳以上児	1 人	3 人	1 人	9 人	1 人
	計	5 人	10 人	17 人	30 人	18 人
園指定含む	3歳未満児	19 人	14 人	38 人	49 人	35 人
	3歳以上児	8 人	3 人	5 人	21 人	9 人
	計	27 人	17 人	43 人	70 人	44 人

※園指定含む=特定の園を指定している者は待機児童数から除外されるため、その数を含む全体数

## 2 子育て支援施策の現状

「逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定」に伴うアンケート結果による主な特徴と関連する事業から子育て支援事業について課題と現状を整理しました。

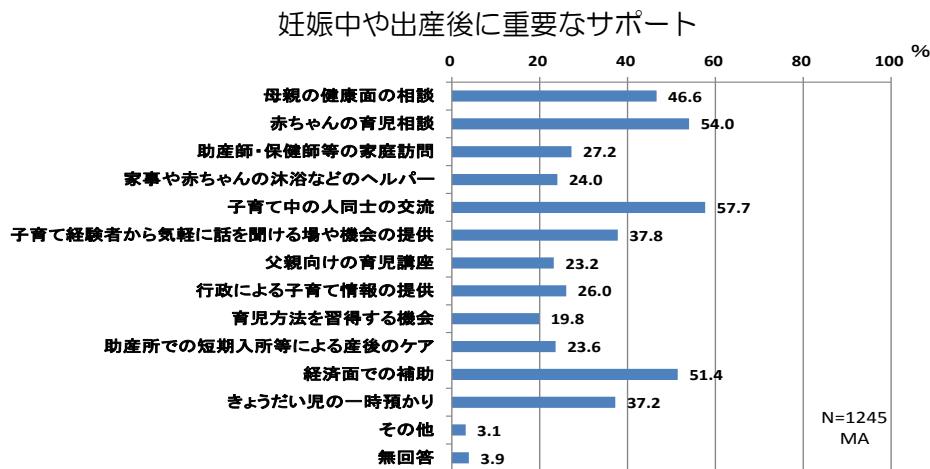
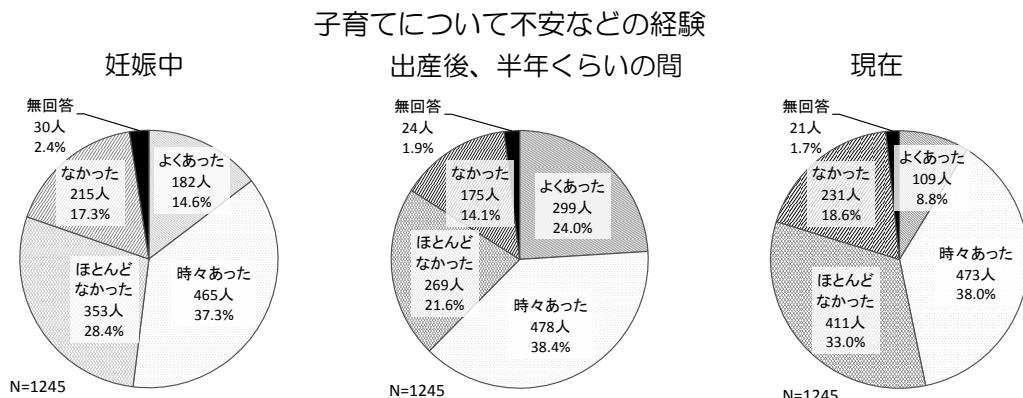
### (1) 妊娠期から出産まで

アンケートでは、多くの方が妊娠中から出産後半年くらいの間に子育てについて不安を感じる割合が高いという結果が得られました。

対応する主な子育て支援事業：「妊婦健診事業」「妊娠婦・乳児訪問事業」「妊娠婦・乳幼児教室事業」「乳幼児健診事業」

#### 出産後半年くらいの間に子育てについて不安を感じる割合が高い

子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりするのは、妊娠中で約半数、出産後半年くらいの間で62.4%の人が不安を感じています。妊娠中や出産後に求められているサポートは、「子育て中の人に同士の交流」「赤ちゃんの育児相談」「経済面での援助」「母親の健康面の相談」「子育て経験者から気軽に話を聞ける場や機会の提供」「きょうだい児の一時預かり」などであり、相談、情報提供など、子育ての不安を軽減する方策の提供が求められています。



## (2) 子育ての環境について

子どもの育児に関し、家族の協力体制や両親の就労状況から見える課題

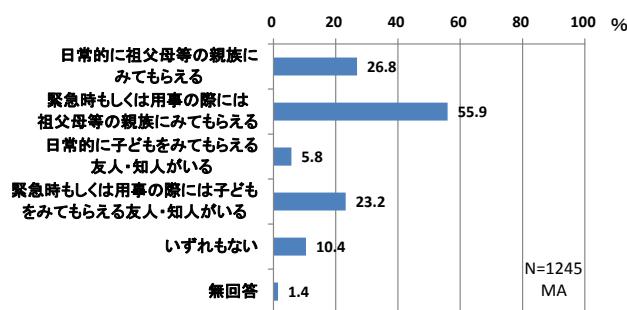
### ① 父親の子育てへの参加、緊急時の地域の協力体制

#### 対応する主な子育て支援事業：「ファミリーサポートセンター」

子育てに関わる家族の状況、父親・母親の子育てに関する程度や周囲の子育てに関する援助や協力体制についてみると、子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方は、98.2%が「家族」となっていますが、父親が関わっている割合は 64.9%であり、母子家庭を除くと約 30%の父親が日常的には関わっていません。母親の不安や負担を軽減するためにも、父親の子育ての参加を促進する必要があります。

緊急時を含め、子どもを周囲に見てもらえる環境にない世帯が 10.4%あります。地域での協力体制が求められています。

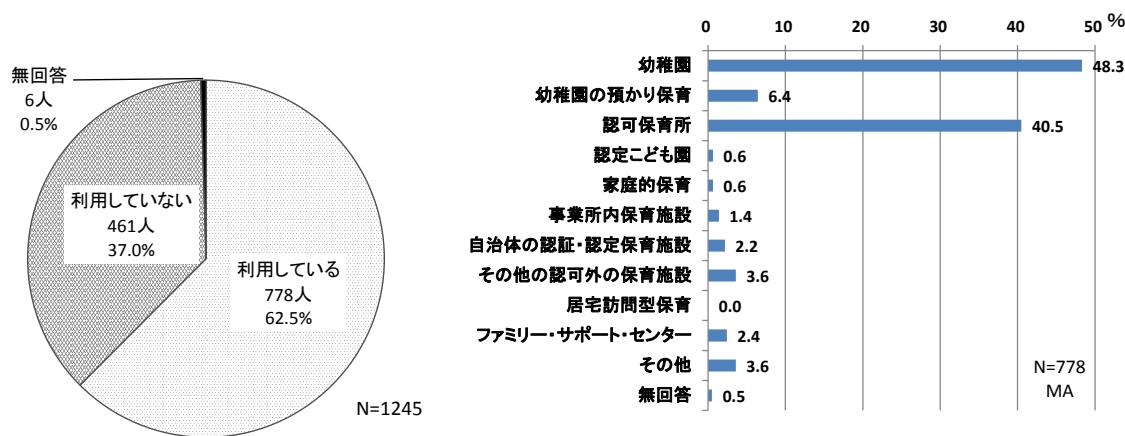
子育てに対する周囲からの支えについて



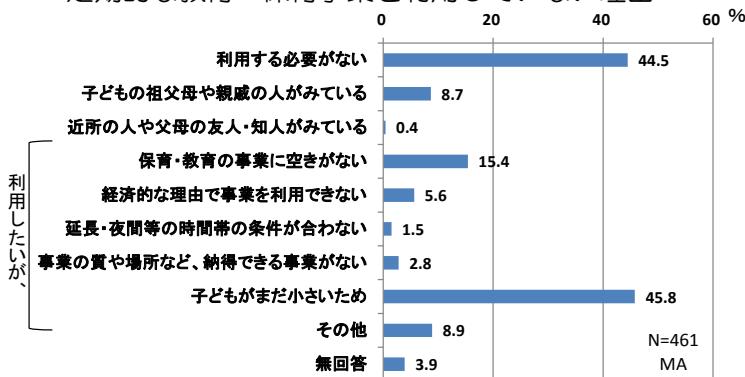
## ② 求められる待機児童対策

保護者の雇用形態と平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、4割が共働き家庭で、現在働いていないが就労希望を持つ母親は 74.5%と多く、大半はパート就労を希望しています。このような中で、0歳から小学校就学前の子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況は、62.5%で、そのうち幼稚園が 48.3%、認可保育所が 40.5%となっています。定期的な教育・保育事業を利用しない理由は「必要がない」44.5%「子どもがまだ小さいため」45.8%が多いですが、「保育・教育の事業に空きがない」も 15.4%あり、待機児童対策が課題となっています。

定期的な教育・保育事業の利用



定期的な教育・保育事業を利用していない理由



### ③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向と現状

利用の希望が多い事業：

「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「ファミリーサポートセンター」

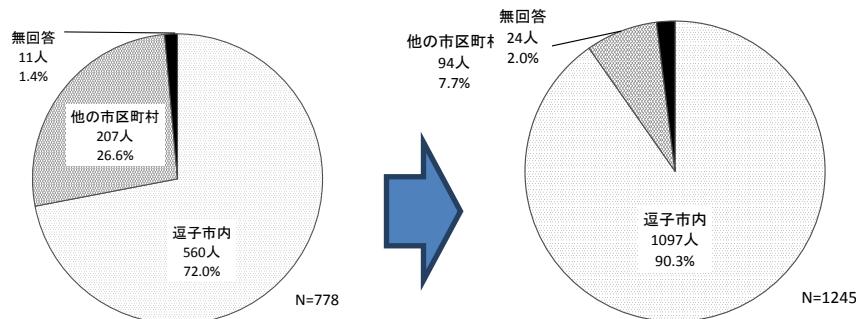
平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向では、「幼稚園」56.5%、「保育所」43.5%、「幼稚園の預かり保育」31.6%、「認定こども園」23.0%、「ファミリーサポートセンター」15.4%の利用希望があります。現在幼稚園を定期的に利用している人の52.9%が幼稚園の預かり保育を定期的に利用したいと考えています。

また、「日中の定期的な教育・保育事業」は72.5%が逗子市内を利用していますが、希望では90.3%の市内の利用希望があり、より一層の教育・保育の施設の充実が求められます。

#### 平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向と現在の利用

	希望	現在	差
幼稚園	56.5%	48.3%	8.2
認可保育所	43.5%	40.5%	3.0
幼稚園の預かり保育	31.6%	6.4%	25.2
認定こども園	23.0%	0.6%	22.4
家庭的保育	6.0%	0.6%	5.4
事業所内保育施設	5.4%	1.4%	4.0
自治体の認証・認定保育施設	7.1%	2.2%	4.9
その他の認可外保育施設	3.4%	3.6%	-0.2
居宅訪問型保育	4.4%	0.0%	4.4
ファミリーサポートセンター	15.4%	2.4%	13.0

#### 教育・保育事業を利用している場所・したい場所

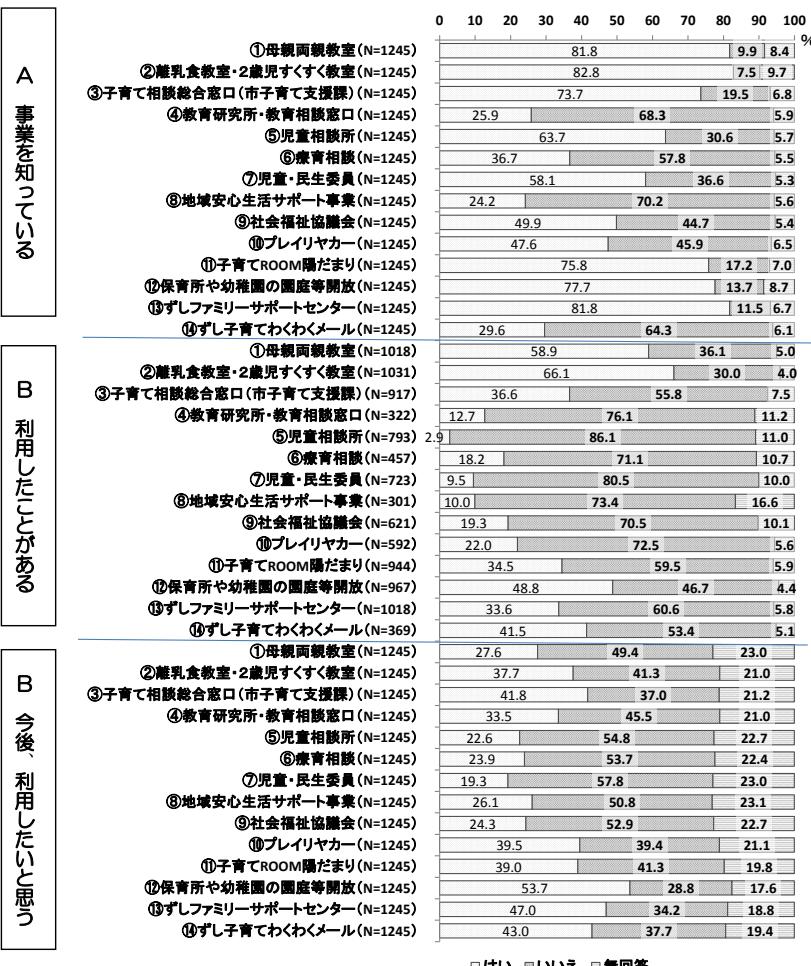
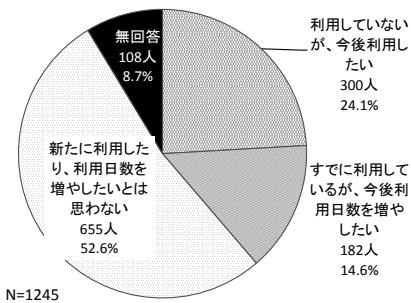
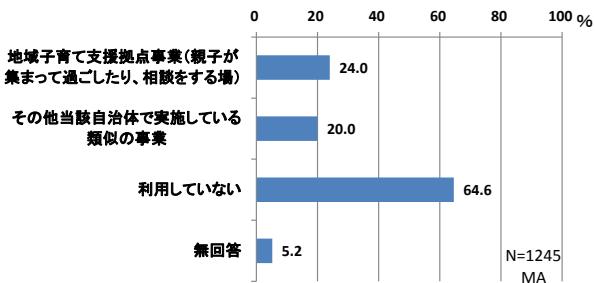


#### ④ 希望が多い地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、親子遊びの場）の利用

地域子育て支援拠点事業は、64.6%が利用していない現状ですが、利用意向は38.7%と高いのが特徴です。「母親両親教室」「離乳食教室・2歳児すぐすく教室」「子育てROOM 阳だまり」「保育所や幼稚園の園庭等開放」では、「知っている」が74%～83%に対して、「利用したことがある」は34%から66%とばらつきがあります。

今後、利用したい事業は、「保育所や幼稚園の園庭等開放」54%「ファミリーサポートセンター」47%「わくわくメール」43%が高い割合を示しています。

地域子育て支援拠点事業の利用と意向



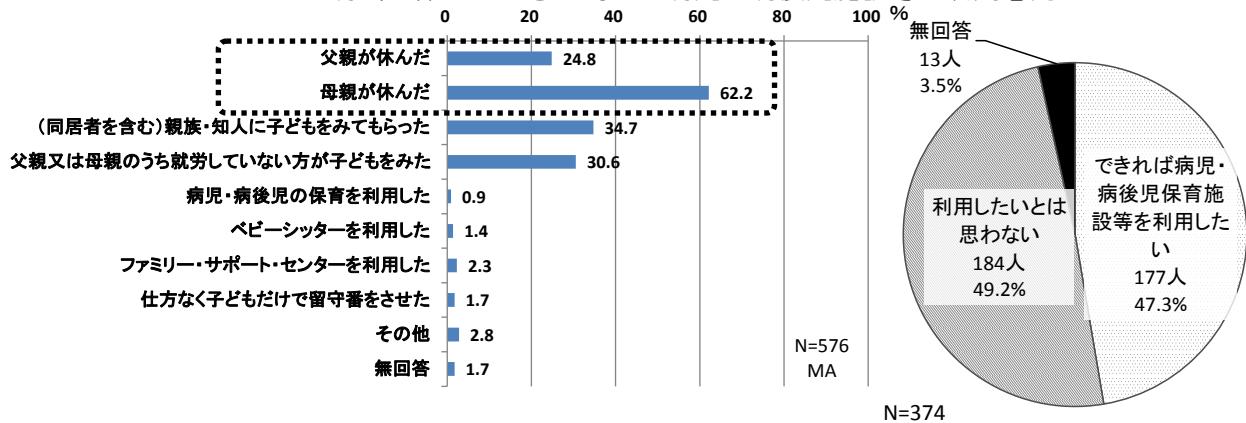
## ⑤ 病児・病後児施設の利用ニーズ

対応する主な事業：ファミリーサポートセンターの病児・病後児預かり（平成26年度より開始）

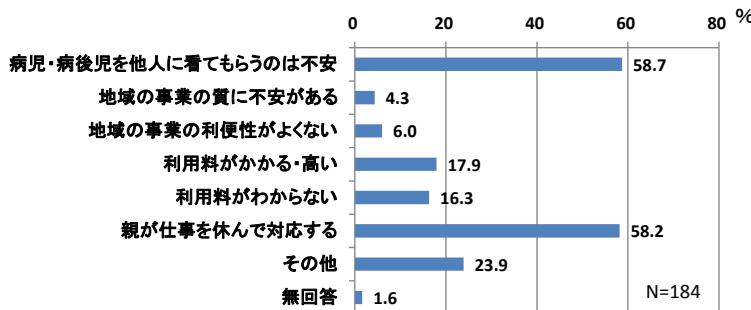
子どもの病気の際の対応で「父親或いは母親が仕事を休んだ」とする人の中で、病児・病後児保育施設等を「出来れば利用したい」「利用したいとは思わない」はほぼ半々となっています。病児・病後児保育施設等の利用を希望しない人では、「他人に見てもらうのは不安」「親が休んで対応する」が主な理由となっています。

また、「休んで看ることは非常に難しい」と回答した理由は、「子どもの看護を理由に休みがとれない」57%「自営業なので休めない」「休暇日数が足りないので休めない」がそれぞれ12%でした。

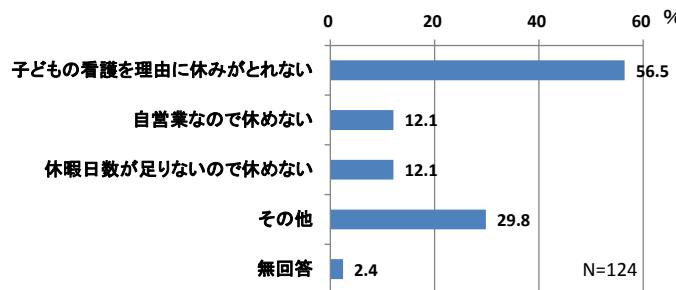
子どもが病気で休んだときの対処と病児・病後児施設等の利用意向



病児・病後児のための保育を利用したいと思わない理由



休んで看ることが非常に難しい理由

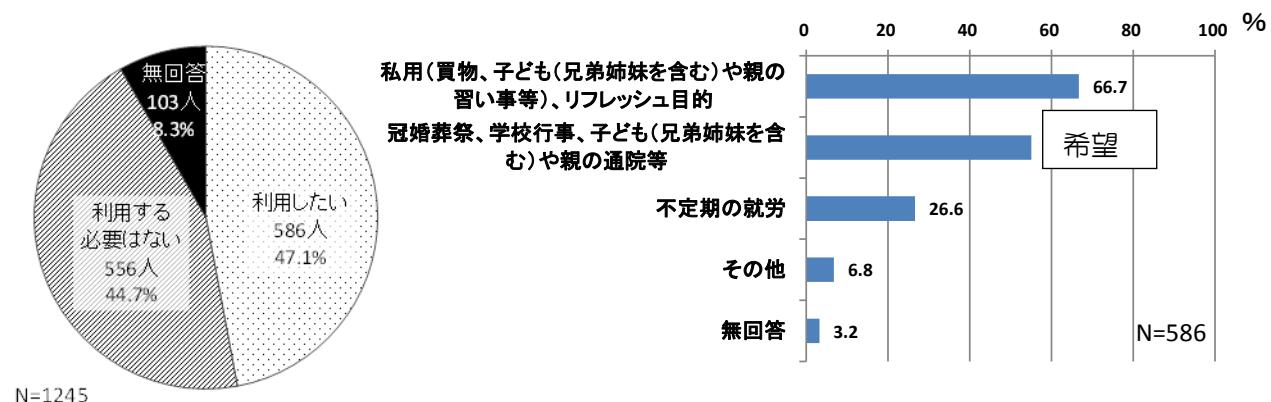
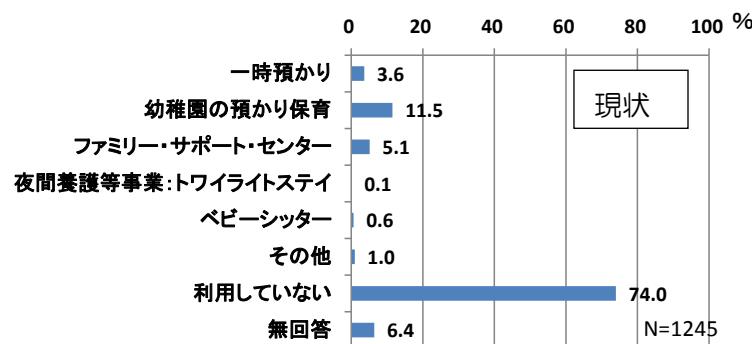


## ⑥ 希望が多い一時預かり等の利用

現状では、一時預かり等を利用しているのは、幼稚園の預かり保育を中心に約 20%で、利用していない割合が 74%と高いですが、一時預かりの利用希望は、47.1%と高くなっています。

利用希望の理由は、私用（リフレッシュ等）が 66.7%と最も多く、冠婚葬祭・学校行事の他に不定期の就労となっています。一時預かりについては、幼稚園の預かり保育のほかに保育所の一時預かりの活用を広く広報し、預かりやすい体制を構築していく必要があります。

宿泊を伴う一時預かり等の利用と利用希望



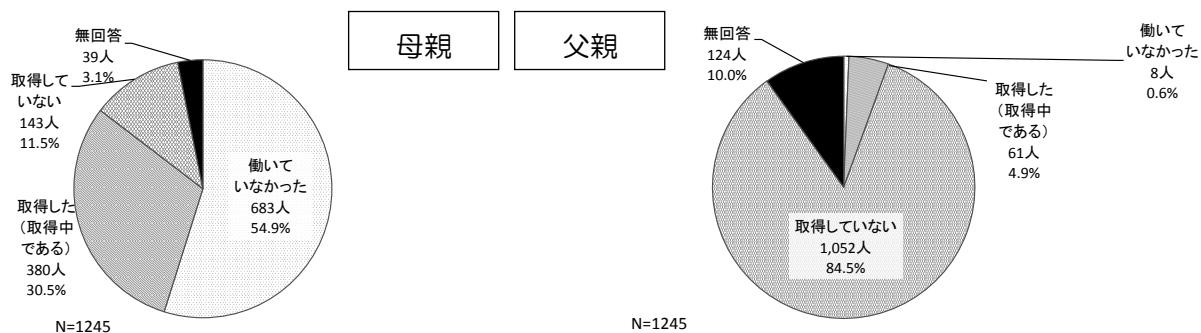
## ⑦ 求められるワークライフバランス（仕事と子育ての両立）

両親の育児休業の取得状況、短時間勤務制度など職場の両立、保育所への入所時期等についての特徴をみると、父親の育児休業の取得は極めて少なく、取得しない主な理由は、「仕事が忙しい」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり経済的に苦しくなる」「職場に育児休業が無かった」などとなっており、取得したくても取得できない要因も存在し、父親の子育て参加促進に向けて、仕事と生活の調和を図っていく必要があります。

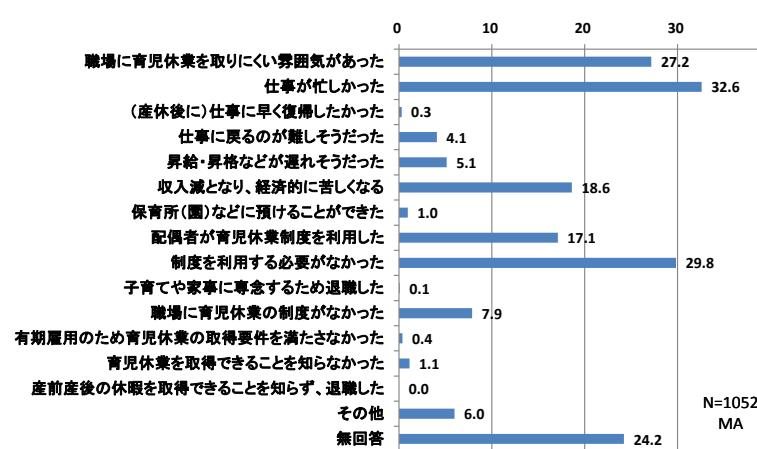
母親で育児休業後に仕事に復帰した人の 65.3%は年度初めの保育所入所に合わせたタイミングとしており、希望より早く復帰した人の理由は「希望する保育所に入るため」が 65.4%となっています。希望より遅く復帰した理由は「希望する保育所に入れなかつたため」が 75.0%を占め、保育所への入所と密接に関係する職場復帰の状況が見られます。

保育所の整備とともに、ワークライフバランス(仕事と子育ての両立)が課題となっています。

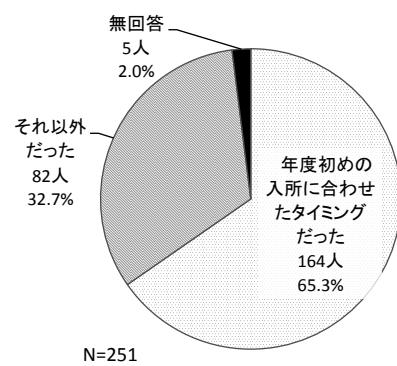
育児休業の取得状況



育児休業を取得していない理由(父親)



職場復帰と保育所入所のタイミング(母親)



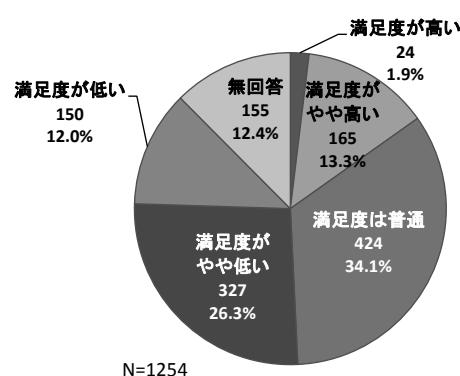
### (3) ハード、ソフト両面から子育て支援施策

逗子市の子育て世帯の「子育ての環境や支援」の満足度は「普通」と「満足度が高い」「やや高い」を合わせると49.3%となっております。一方、「満足度が低い」と「やや低い」を合わせると38.3%となっています。

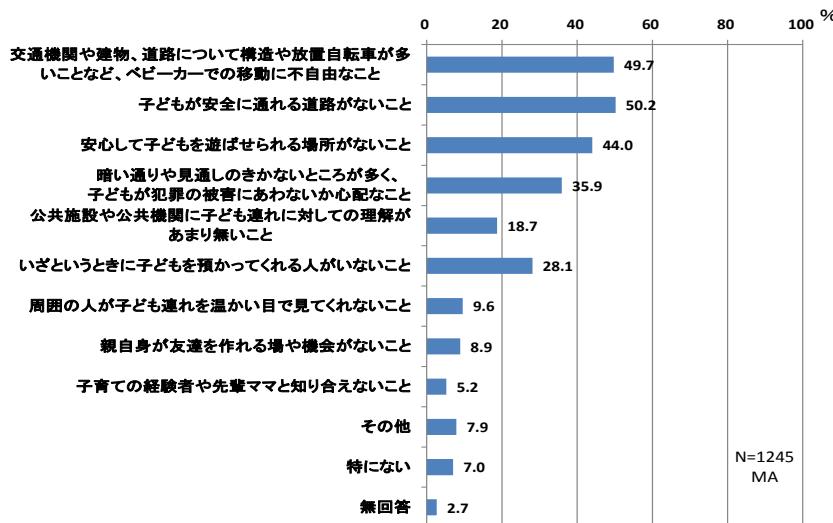
子育てをしていてつらかったことは、「自分の自由になる時間が持てない」が71.0%で最も多くなっています。また、子育てをしていて特に困ることについては「子どもが安心して通れる道路がない」50.2%と最も多く、次に「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」49.7%、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」44%の順となっています。

日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスは、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が79.4%と最も多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」54.5%「子育て中の親同士の仲間づくり」41.3%となっています。

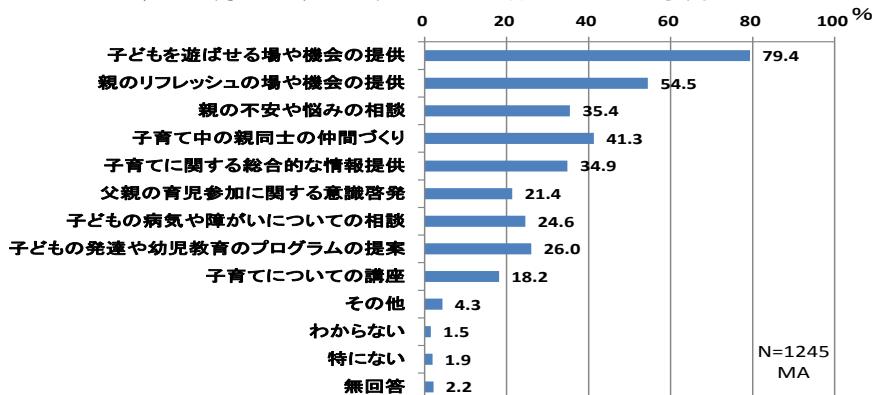
地域における子育ての環境や支援の満足度



子育てを行っていて、特に困ること、困ったこと



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス



#### (4) 放課後児童クラブ事業

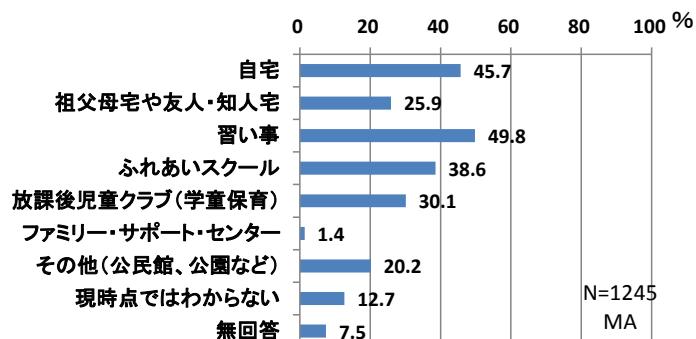
小学校就学後に放課後の時間を過ごさせたい場所は、小学校低学年時ではいずれの年齢も「習い事」が最も多く、次いで「自宅」の割合が多くなっています。

「放課後児童クラブ」で放課後の時間を過ごさせたい人のうち、土曜日の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年の間は利用したい」13%「高学年になっても利用したい」26%「利用する必要はない」54%となっています。

日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年の間は利用したい」7%「高学年にあっても利用したい」14%「利用する必要はない」71%となっています。

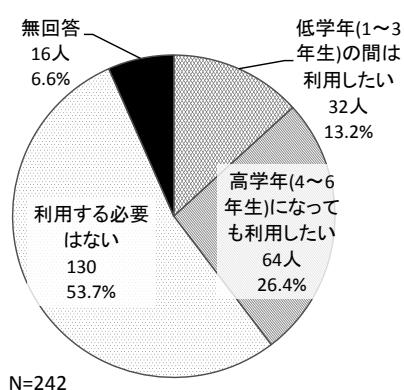
夏休み・冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望は、「低学年の間は利用したい」18%「高学年になっても利用したい」24%「利用する必要はない」33%となっています。放課後児童クラブの利用希望は、「日曜・祝日」に比べると「土曜日」と「長期休暇中」は、やや高い傾向にあります。また、利用時間については、開始時間は、「土曜日」と「日曜・祝日」は8時から、「夏休み・冬休み期間中」は9時からの希望が多く、終了時間は、いずれにおいても18時まで希望が35%~42%と最も多くなっています。

小学校就学後の放課後、過ごさせたい場所（低学年）

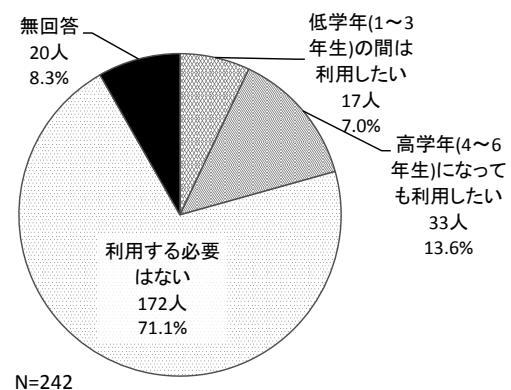


土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

土曜日



日曜・祝日



### 3 逗子市の子育て支援施策の課題

子育てに関する事業の現状を整理し、見えてきた課題をまとめました。

#### (1) 教育・保育の量をバランスよく確保

保護者の4割が共働き家庭で、現在働いていないが就労希望の母親は74.5%と多く、大半はパート就労を希望しています。このような状況で0歳から小学校就学前の子どもの教育・保育事業（幼稚園や保育所等）の利用については、保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、教育・保育の量をバランスよく確保する必要があります。

#### (2) 人と人とのつながりが生まれる場、人と人のふれあいの場の充実

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信が持てない割合が5割以上あり、多くの人は「子育て中の同士の交流」「赤ちゃんの育児相談」などの人との交流を求めています。家族内だけでなく地域や育児経験者から話を参考にしたいと思っています。また、「自分の自由になれる時間が持てない」「社会的に取り残されるような孤立感を感じる」等子育てに自分の時間がとられ、自分に余裕がない状態にある親が多くみられます。そのような状態から日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスを多くの保護者は求めており、一時預かりや子どもを遊ばせる場、親のリフレッシュの場など他の親子との交流や親がリフレッシュできる場所や機会の提供について充実を図る必要があります。

#### (3) 子育てに関する情報提供方法を検討

子育ての不安の解消のためにも、より豊かな子育てをするためにも、遊びや交流の場、子育ての講座等の情報は重要です。現在広報やホームページ、ずし子育てわくわくメール等の媒体を活用して発信をしていますが、情報発信・提供に関して、情報内容の精査と提供手法の充実が必要です。必要な人が必要なときに必要な情報が得られる手段を確立する必要があります。また、様々な子育てに関連する団体と連携をしながら、地域での子育てについての協力体制を作る必要があります。

#### (4) 相談体制の充実が必要

本市では、子育てに関する不安や悩み等を抱える子育て中の親への支援として、専門家による相談体制を構築してきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会環境は変化しており、現在の相談体制をより一層親子に寄り添える取組みが必要です。妊娠中から出産後、子どもの成長に合わせた相談体制を構築します。

#### (5) ワークライフバランスの促進

父親の育児休業取得率が極めて低く、父親の育児参加の促進が必要です。また、子どもの保育所入所のタイミングに合わせて母親の育児休業の期間を調整しています。短時間勤務制度の利用をしたかったが利用できない理由として父親、母親共に職場に短時間

勤務制度を取りにくい雰囲気があったことが挙げられています。父親は仕事中心の社会状況に常に置かれており、子育てに日常的にかかわることが少なく積極的な育児参加が求められます。

#### (6) ハード面での子育て支援

子育てをしていて特に困ること困ったこととして、「子どもが安全に通れる道路がないこと」、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられています。また、公園の新設や遊具の充実も要望として挙げられています。

参考：主な意見等

#### 評価・満足・感謝に関する主な意見の内容

対象	主な意見内容	件数
生活環境	逗子は子育てるの自然に恵まれ環境が良い	19
保育所	保育所の保育内容に満足している	7
行政	子育て支援に力をいれいただき感謝	2
	保健師の訪問をしていただき助かった	1
	母親両親学級はよかったです	1
	子育て支援課の皆様相談に乗っていただき感謝	1
	保健師さん達の丁寧な対応で助かっている	1
	助産師さんによる母乳育児相談は助かる	1
ほっとスペース	子供にも親にも遊びやリフレッシュの場として助かる	6
ふれあいスクール	ふれあいスクールはとっても助かります	4
子育て支援センター	スタッフの方や同じ状況のママに話を聞いてもらえ助かった	4
その他の子育て支援施設	図書館のブックスタートシステムが嬉しい	1
	アリーナのプレイルームは助かっている	1
ファミリーサポートセンター	ファミサポ事業が充実している	2
公園	公園が多くて満足している	2
交流	自然を生かした集いが多い	2
子育て支援施策	逗子まちのこ保育プロジェクトにお世話になり助かっている	1
情報発信・情報提供	子育てメール情報が始まって助かった	1
アンケート	子育ての取組に力を入れて欲しいのでアンケートの実施に感謝	1
逗子文化プラザ	逗子文化プラザの託児サービスはとてもよい	1
総数		59

## 要望に関する意見の分類と主な意見の内容

	対象	意見の種類			総計	主な意見
		提案	不満	要望		
保育・教育	保育所	2	1	216	226	保育所増設・待機児童対策・保育時間の延長
	学童保育	2		30	32	早朝保育の充実・利用時間の延長
	小学校	2		23	25	教育内容・PTA負担軽減
	幼稚園		1	20	21	公立幼稚園の設立・預かり保育の充実
	中学校		1	5	6	学区の選択の自由
	教育			5	5	教育の充実
	認定こども園			5	5	認定こども園の新設
子育て支援	子育て支援施策	2		135	138	病児・病後児保育の充実
	その他の子育て支援施設		1	40	44	児童館がほしい
	子育て支援センター			39	42	支援体制の充実
	一時預かり保育			30	30	不定期で気軽に利用できる
	ほっとスペース			22	28	利用時間の拡大
	ファミリーサポートセンター	1	6	10	19	サポート体制の充実
	ふれあいスクール			9	12	飲食可能な利用(昼間)
公園・遊び場	公園			203	205	公園の新設・遊具の充実
	子どもの遊び場			70	70	安心して遊べる公園
	運動公園			9	9	工事の迅速化
経済的支援	経済的支援	1	1	211	213	医療費補助の拡大・幼稚園の補助金
生活環境	道路・交通			89	89	歩道整備
	生活環境			38	57	安心して遊べる環境
行政	行政	4	25	45	81	子育て支援の体制
	保健センター			9	9	送迎バス
健康・医療	医療			39	39	小児科の拡充
	健康診断			17	17	健康診断回数の増加
生活支援	交流	2		16	20	イベント、小さい子のためのイベント
	地域との関わり	1	2	11	14	地域の理解・地域で子育てる環境
	市民交流センター			2	3	イベントの開催
	逗子文化プラザ			1	2	子ども向けイベント
	公民館			2	2	施設の充実
	福祉会館			1	1	環境改善
情報発信・情報提供	情報発信・情報提供	3		32	36	適切な情報の配信
その他	アンケート	1	1	4	7	アンケートの量が負担
	その他		2	2	4	その他
総計		21	41	1,390	1,511	

### 注) アンケート調査概要

対象者	調査方法	調査期間	回収状況
市内在住で未就学児の子どもを持つ保護者 2,166名	対象者へ郵送で配布し、郵送で回収。 (対象者全戸配布)	発送日 平成25年10月30日 回収期限 平成25年11月13日	発送数 2,166件 回収数 1,276件 回収率 58.9%

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

スローガン

誰もが心豊かに子育てできるまち 逗子

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように！  
子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように！  
まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように！

#### ア. 子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように！

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。保護者が子育てを主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

#### イ. 子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように！

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちの環境を生かした豊かな遊びと学びの場を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育ちできるまちづくりをめざします。

#### ウ. まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように！

逗子市の豊かな自然環境や市民の力を生かし、子どもが心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培い、子ども自身もまちづくりに主体的に関わっていくことができるよう、様々な活動・体験の機会と環境づくりを進めます。

## 2 基本的な考え方（施策の視点）

### 4つの視点

#### 1 子どもの最善の利益のための視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの最善の利益を尊重する取組みを推進します。

#### 2 子育てを親が主体的に行える視点

保護者が子育てに喜びを感じられるよう、孤立感や不安感を和らげ安心して子育てができる環境を整え、親育ちを支援します。

#### 3 すべての子育て家庭を支援する視点

すべての子どもがいきいきと子どもらしい生活を送れるよう、市や地域などまち全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。

#### 4 切れ目のない体系的で継続性ある長期的視点

妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を継続的に行うとともに、次世代を担う子どもたちが豊かな心の大になれるよう長期的視野に立ち支援していきます。

## 3 計画の基本目標

### 5つの基本目標

**基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします**

**基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします**

**基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします**

**基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します**

**基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします**

## 第5章 基本目標における施策の方向と取組み

### 基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

#### 施策の方向

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、子どもを預かるだけではなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

保育ニーズの増加に伴い、働き続けたくても子どもの預け先がみつからないなどの理由で働くことをあきらめてしまうことのないよう、教育・保育の場を増やすなど、待機児童を解消するとともに、放課後児童クラブの内容の充実を図り、子育てしやすいまちをめざします。

#### 取り組みの柱

- 1 潜在的なニーズも含めた、教育・保育の量の確保
- 2 幼児教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
- 4 放課後児童クラブの充実

#### 取り組みの内容

##### 1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保

- ① 教育・保育施設の整備と拡充
  - ・計画的に施設整備等を図り、潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の不足の解消を図ります。
  - ・休日保育の開始、長期休暇中の教育・保育の充実、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実などを図ります。
- ② 地域型保育（小規模保育など）の促進
  - ・家庭的な雰囲気に近い少人数制で行われる地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の促進を図り、待機児童の解消につなげます。
- ③ 認定こども園への移行促進・支援
  - ・幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、円滑に移行できるよう支援します。

## 2 幼児教育・保育の質の向上

### ① 幼稚園・保育所の教育活動及び教育環境の充実

- ・幼稚園・保育所が持つ情報や人材を生かし、地域全体の社会資源としてさらに充実していきます。
- ・幼児期は心豊かな人間性を培う時期であり、また、運動能力や脳の発達面でも著しく成長する重要な時期であるため、幼稚園・保育所の教育活動及び教育環境の充実を支援し、質の向上を図ります。

### ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続

- ・保育士等支援者の人材確保及び人材育成の促進を図り、小学校教育への円滑な接続を支援する体制を整えます。
- ・幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

### ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応

- ・幼稚園・保育所において、地域や学校との異年齢交流事業への参画や子育てに関する情報提供を推進していきます。

## 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

### ① 必要な時、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実

- ・求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
- ・保護者のレスパイト（※）を目的とした一時預かりを充実し、ひとり親家庭等の緊急時対応を目的とした一時預かりの方策を検討します。

### ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実

- ・子どもが幼稚園に在園中でも保護者が働きやすいよう、また、在園児の豊かな遊び、保護者のレスパイトなど多様なニーズに対応すべく幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実を促進します。

※レスパイトとは、息抜きのことです。お子さんを一時的に預かって家族の負担を軽減するための息抜きの意です。

## 4 放課後児童クラブの充実

### ① 活動内容の充実

- ・放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- ・学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識、社会性など人格形成にとって大変重要な発達期にあるため、家庭との連携を図りつつ、放課後児童クラブの内容の充実及び質の向上を図ります。

### ② 新たな環境への不安・負担軽減

- ・小学校入学後の生活や放課後に対する子どもの不安を軽減し、安心して日々を過ごすことができるよう子どもたちをサポートします。
- ・共働き家庭などにおいて、子どもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立が困難にならないよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- ・幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

## 基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

### 施策の方向

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつなど子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人とのつながるまちづくりをめざします。

また、次世代を担う児童・青少年が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校などと連携を図り、子どもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

### 取り組みの柱

- 1 親子遊びの場づくり
- 2 子育て情報の整備と提供
- 3 地域や市民が主体の子育て支援
- 4 乳幼児とのふれあい交流の推進
- 5 児童・青少年の居場所づくり

### 取り組みの内容

#### 1 親子遊びの場づくり

##### ① ほっとスペース（親子遊びの場）の充実と連携

- ・第一運動公園内の「体験学習施設スマイル」を今後は親子遊びの拠点として、ほっとスペース（親子遊びの場）や生涯学習事業、子育てサークルなどの市民活動との効果的な連携を図ります。
- ・ほっとスペース（親子遊びの場）を充実させ、気軽に集えるようさらなる使いやすさを目指します。
- ・ほっとスペース（親子遊びの場）の貸しスペースなどの活用を促進し、自主サークル等の活動を支援するとともに、活動情報を市民へ提供していきます。

##### ② 子育てサークル等への支援

- ・逗子の自然を生かした遊びなど、親子で楽しめる機会づくりを推進し、子育て情報として市民へ情報提供し、活用の促進を図ります。

③ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実

- ・逗子の自然やまちの環境を生かした遊びのプログラムを充実させます。
- ・プレイパークやプレイリヤカーなど、子どもの外遊びの機会を提供します。
- ・地域文化の継承など、地域の人材による地域に根ざした豊かな遊びと学びの場を推進します。

④ 安心・安全な子どもの遊び場づくり

- ・幼児が安心してボール遊びや自転車遊びができるよう、また、子どもが安全に遊べる公園や遊び場づくりを推進します。
- ・子どもやベビーカーが安全に通れる道路整備や施設のバリアフリー化を推進します。
- ・子どもが不審者や有害図書、有害サイトなどから事件にまきこまれないよう防犯対策を推進し、家庭や地域、学校等との連携を図ります。

## 2 子育て情報の整備と提供

① 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備。

- ・子育て中の市民が必要な情報を得ることができるよう、子育てポータルサイトを構築するとともに、子育てメールマガジンの充実を図り、子育てに関するさまざまな情報を一元的に提供します。
- ・子育て情報誌や子育てポータルサイトなどは、市民目線での情報提供に努め、施設や団体等と連携して活用しやすいものとします。
- ・地域の子育てサークルや自主的な様々な活動などに関する情報を提供します。

② 子育てネットワーク会議の設置と関係機関・団体との連携強化

- ・子育てネットワーク会議を設置し、市民の意見や関係団体等の意見などを集約し、情報の充実に努め、子育てポータルサイト等へ反映させます。

③ 家庭や地域への教育・保育についての情報提供

- ・妊娠・出産・育児から学童期までの子どもの生活や発達の連續性をふまえた切れ目のない情報を体系的に提供します。
- ・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、また、利用者支援員による個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応として教育・保育に関する情報を一元的に集約し、提供します。

## 3 地域や市民が主体の子育て支援の充実

① ファミリーサポートセンター事業の拡充

- ・誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の拡充と利用促進を図り、支援会員のさらなる確保に取り組みます。

- ・障がいのある子どもや病児・病後児の預かり、外国語に対応可能な支援会員の確保を図ります。

#### ② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開

- ・子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、食育、子育て関係事業を行うNPO法人や市民団体等を支援し、連携を図ります。
- ・子育て支援や子どもの健全な育成には、地域の力・地域の理解が不可欠であるため、イベントなどさまざまな機会をとられて、地域の理解促進や市民活動等が主体の子育て支援の充実を図っていきます。
- ・ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域とのつながりに拡がる効果があるため、より一層の充実を図ります。

#### ③ 地域子ども会活動の充実

- ・地域の子ども会やジュニアリーダーの活動の充実を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組みを支援していきます。

#### ④ 青少年の地域参画の推進

- ・青少年指導員などの協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進していきます。

### 4 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

#### ① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

- ・保育所・幼稚園・子育てサークル等と地域・学校との交流により、異年齢の子どもたち、青少年と子育て世代の学びあい、育て合いの展開を支援します。
- ・青少年や高齢者など子育て世代以外の市民が、子育てに関われる機会を提供します。

#### ② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり

- ・親子で参加できる場づくりを促進し、世代間交流を行い、人と人とのつなげる仕組みをつくります。

#### ③ 学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進

- ・保育所・幼稚園、学校、保健機関、市民と連携し、異年齢相互学習や地域の中での学びなど、子どもの年齢に対応したプレ親育てを推進します。

### 5 児童・青少年の居場所づくり

#### ① 児童・青少年の居場所づくり

- ・第一運動公園内の「体験学習施設 スマイル」が遊びの拠点、児童・青少年の居場所として定着するよう利用者増を目指し、文化・スポーツ等の講座やイベントを実施し充実を図っていきます。

- ・行事や事業に参加したがらない子どもへも配慮し、ストレスや抱えている悩みを解決できるようサポートします。
- ・ストレスや悩みを抱え、行事や事業に参加しづらい子どもにも配慮し、参加を働きかけます。サポートします。また、子どもや青少年が抱えている悩みやストレスを友だちと協力して問題解決できるようサポートします。
- ・放課後や休日に身近な地域で気軽に集まり、おしゃべりをするなど自由にくつろぎ、安心して過ごせる居場所づくりをサポートします。

② 児童・青少年の自主活動の促進

- ・友だちと自由に交流できる場や機会を提供し、友だちづくり・仲間づくりをサポートします。
- ・青少年の主体性や社会性を育むため、体験学習施設の企画・運営を主体的に行えるよう支援していきます。

③ ふれあいスクール事業の充実

- ・小学生の放課後の居場所のひとつとして、市立小学校の余裕教室を活用したふれあいスクール事業を、安全に過ごせる遊びの場、心の安らぎの場として気軽に利用できるようさらなる内容充実に努めます。

## 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

### 施策の方向

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

### 取り組みの柱

- 1 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
- 2 子育て相談・子育て支援の充実
- 3 育児ストレスへの対応

### 取り組みの内容

#### 1 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

- ① 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動
  - ・保健師、助産師による、妊娠婦・新生児・乳幼児への母子保健訪問活動を継続して行い、産後の母子の心身のケアに取り組みます。
  - ・核家族化の進行や出産時の母親の高年齢化、身近に援助者がいない家庭が増加していることから、妊娠期からの産後の母子の早期状況把握及び産後の更なる支援を図ります。
- ② 育児教室、両親教室等の学習機会の充実
  - ・初めて親になる人々に対して、健診・教室・相談を実施するとともに、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介などを行い、子育てへの不安軽減を図ります。
- ③ 子育て家庭をあたたかく見守り支援する地域づくり
  - ・地域や関係機関・団体との連携を図り、地域で子育てをあたたかく見守り支援するまちづくりを促進します。

#### 2 子育て相談・子育て支援の充実

- ① 妊娠・出産・育児まで一貫した支援の充実
  - ・子育て支援における公的サービスや市民による活動の情報を発信し、地域が主体の子育て支援

を促進するなど、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実を図ります。

・相談の場や交流の機会などに出向くことのできない妊娠中や子育て中の保護者などの孤立を防ぐため、家庭への訪問や電話で気軽に相談できる体制を整えます。

## ② 子育てに関する相談の充実

・子ども相談室や子育て支援センター、平成28年度開設予定の（仮称）こども発達支援センターでの相談を充実し、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくるとともに、関係機関との密接な連携を図ります。

## ③ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実

・市内の幼稚園や保育所など、幼稚園教諭や保育士などの専門職のいる身近な地域施設における子育て相談事業を充実していきます。

## ④ 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり

・子育て経験者等子育てサポーターの養成・配置、ピアカウンセリング（※）の場づくり、先輩親子との交流機会づくりを進めます。

※ピアカウンセリングとは、同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞きあうことです。

## ⑤ 経済的支援

・国の児童手当のほか、妊婦健康診査費への補助や小児医療費助成など、経済的支援を継続します。

・幼稚園就園奨励費は、子ども・子育て支援給付対象施設に移行しない幼稚園に通園する児童の保護者を対象として継続実施します。また、子ども・子育て支援給付における保育料については、保育所保育料を適正な負担水準として、幼稚園の保育料は、保育所保育料を踏まえて均衡を図ります。

## 3 育児ストレスへの対応

### ① 母親の社会参加促進とレスパイト機能の確保

・就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくります。

・託児サービス付きの趣味教養講座や公演など、子育て中の親のリフレッシュのための事業を推進します。

### ② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり

・親子遊びの場を有効に活用し、子育て中の市民同士の交流を促進します。

③ 相談機能の充実

- ・子ども相談室や子育て支援センター、（仮称）こども発達支援センターの相談機能の充実に加え、子育てサポーターなどによる仲間づくりや集いへの誘い、ピアカウンセリングなど柔軟な対応を図ります。

## 基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

### 施策の方向

すべての子どもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。障がいのある・なしや家庭環境などのいかんにかかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポートの充実を図ります。

### 取り組みの柱

- 1 すべての子どもを受け入れる環境づくり
- 2 障がいのある子ども、発達に心配がある子ども及びその家族への支援
- 3 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 4 保護が必要な子どもと親への対応

### 取り組みの内容

#### 1 すべての子どもを受け入れる環境づくり

- ① 幼稚園、保育所、学校等における障がいのある子どもなどの受け入れの充実
  - ・幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールへの障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの受け入れ体制を充実し、すべての子どもがわけへだてなく遊び・学べる環境の拡充を図ります。
- ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
  - ・障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの受け入れ体制を充実させるため、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなど職員の人材育成に取り組みます。
- ③ 障がいのある子どもなどへの理解ある環境づくり
  - ・子育て支援センターなど子育て関係施設や遊びの場など、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもも家族と一緒に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。

#### 2 障がいのある子ども、発達に心配がある子どもとその家族への支援

逗子市障がい者福祉計画に基づき、次の取組みを行います。

##### ① 障がいの早期発見・一貫した支援の充実

- ・平成28年度開設予定の（仮称）こども発達支援センターを相談・支援の拠点として、障がいのある子どもや発達に心配がある子どもとその家族が、安心して地域で生活できるようにライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

- ② 医療・保健などの地域関係機関が連携できる仕組みづくり
- ・（仮称）こども発達支援センターでは、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもがその持てる力を十分に發揮した生活ができるように、乳幼児健診などの母子保健や医療・教育など地域の関係機関との連携を強化した総合的な支援を行います。
- ③ 子どもと家族への心身のケア体制の充実
- ・子育てに不安や悩みを抱えている保護者へ子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てができるよう、子どもとその家族への心身のケア体制を充実することで不安感や負担感の軽減を図り、だれもが子育てしやすい環境をつくります。
- ④ 障がいのある子どもや発達に心配のある子どもとその家族を支える地域づくり
- ・（仮称）こども発達支援センターを中心に、市民向けの勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもや発達に心配のある子どもとその家族を支える地域づくりを行います。

### 3 ひとり親家庭への自立支援の推進

- ① 母子・父子家庭への自立支援の推進
- ・母子・父子家庭など、ひとり親家庭の安定した生活を確保し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。
  - ・国の児童扶養手当のほか、ひとり親家庭等福祉手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子・父子福祉資金の貸付け、ファミリーサポートセンター利用料の一部助成や自立支援教育訓練給付等の経済的支援を継続します。
- ② 相談、情報提供の充実
- ・それぞれの家庭の状況に配慮し、子どもと保護者の心身のケアを充実させ、保護者への生活支援や子育て支援、就業支援など相談体制を充実します。
  - ・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供や相談業務を含めた、支援の充実を図ります。

### 4 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応

- ① 子どもと親に対する相談支援
- ・子ども相談室や子育て支援センター、（仮称）こども発達支援センターその他の相談機能の充実に加え、親子で遊びの中や様々な場面を捉えて子育てに関する悩みや相談を身近な機関からより児童相談に関する専門的な機関へ繋ぐことや、母子保健、女性相談、障がい福祉等との府内連携を拡充します。

② 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携

- ・逗子市要保護児童援助ネットワーク会議を中心に関係各機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、子どもの立場にたった本人と保護者のケアマネージメント体制の充実を図ります。

③ 保護者・家庭の自立支援

- ・保護者や家庭の養育力を安定させるため、養育支援訪問事業等を活用し、保護者のケアや就労支援、保育やその他子育てに関する養育力の向上を目指し、親子に寄り添う支援体制づくりを子ども相談室を中心に行います。
- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備について、子どもの貧困対策の推進に関する法律やその他関連する制度を活用します。

④ 児童保護に係る NPO 活動などへの支援と連携

- ・児童保護などに関わる関係機関や里親をはじめとして NPO やボランティア活動等を支援するとともに、子ども相談室を中心として連携していきます。

## 基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

### 施策の方向

仕事と子育ての両立ができるよう、母親が働きやすい環境づくりや、父親の育児・家事への参加できるきっかけづくりなど、ワークライフバランスの取組みを進めます。

### 取り組みの柱

- 1 男女の多様な働き方に対するサポート
- 2 父親の家事・育児参画と祖父母世代の孫育て応援
- 3 地域子ども・子育て支援事業の推進

### 取り組みの内容

#### 1 男女の多様な働き方に対するサポート

##### ① ライフスタイルに合わせた子育てサポート

・働きながらでも子育ての楽しさ・喜びを実感できるよう、ライフスタイルに合わせた情報提供を行うなど、様々なきっかけづくりを促進します。

##### ② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進

・多様な働き方に対応するため、教育・保育施設の預かりや小規模保育施設等の充実・拡大を図ります。

##### ③ 就業時間に即した保育支援

・様々な働き方・働く時間に対応できるような保育の充実を推進し、親が安心して働ける環境を促進します。

##### ④ 病児・病後児の預かり支援

・ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の確保を図ります。

#### 2 父親の家事・育児参画と祖父母世代の孫育て応援

##### ① 父親の家事・育児参画の促進

・父親が参加しやすい日時に配慮し、父子で参加できるイベント等を通じて、父親の家事・育児参画を促進します。

② 祖父母世代の孫育て応援

- ・祖父母世代向けの孫育てセミナー等を開催するなど、祖父母世代の育児への参加を促進します。

**3 地域子ども・子育て支援事業の推進**

※基本目標1～5の中から該当する取り組み内容を再掲

① 子育て支援センター

- ・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、また、利用者支援員による個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応として教育・保育に関する情報を一元的に集約し、提供します。
- ・子ども相談室や子育て支援センター、平成28年度開設予定の（仮称）こども発達支援センターでの相談を充実し、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくるとともに、関係機関との密接な連携を図ります。
- ・子育て支援センターなど子育て関係施設や遊びの場など、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもも家族と一緒に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。
- ・子ども相談室や子育て支援センター、（仮称）こども発達支援センターその他の相談機能の充実に加え、親子で遊びの中や様々な場面を捉えて、子育てに関する悩みや相談を身近な機関からより児童相談に関する専門的な機関へ繋ぐことや、母子保健、女性相談、障がい福祉等との府内連携を拡充します。

② 一時預かり

- ・求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
- ・保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを実施し、ひとり親家庭等の緊急時対応を目的とした子どもの一時預かりの方策を検討します。
- ・就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくります。

③ ファミリーサポートセンター(病児・病後児預かりを含む)

- ・誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の拡充を図り、支援会員のさらなる確保に取り組みます。
- ・障がいのある子どもや病児・病後児の預かり、外国語に対応可能な支援会員の確保を図ります。
- ・ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域とのつながりに拡がる効果があるため、より一層の充実を図ります。
- ・ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の確保を図ります。

④ 利用者支援

- ・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、また、利用者支援員による個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応として教育・保育に関する情報を一元的に集約し、提供し

ます。

⑤ 放課後児童クラブ

- ・幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。
- ・放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- ・学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識、社会性など人格形成にとって大変重要な発達期にあるため、放課後児童クラブの内容の充実及び質の向上を図ります。
- ・小学校入学後の生活や放課後にに対する子どもの不安を軽減し、安心して日々を過ごすことのできるよう子どもたちをサポートします。
- ・共働き家庭などにおいて、子どもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立が困難にならないよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- ・幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールへの障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの受け入れ体制を充実し、すべての子どもがわけへだてなく遊び・学べる環境の拡充を図ります。
- ・幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなど、遊びや遊びの場における人材の育成に取り組みます。

## 第6章 子ども・子育て支援制度の推進

### 1 「子ども・子育て支援制度」のポイント

子ども・子育てをめぐる様々な課題に総合的に計画的に対応し、子育てしやすい社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく新制度が、平成27年4月からスタートします。

新制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に、その上で、幼児期の教育・保育の必要な量を確保し質を向上し、その他の施策と合わせて地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

「子育てしたいまち」を重点プロジェクトとする本市としては、新制度を骨格として、様々な市単独事業等を含めて、体系的に子育て支援を推進して参ります。また、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置し、必要に応じてパブリックコメント等を実施し、市民の皆様や関係団体等のご意見を頂きながら進めます。

#### 新制度で取り組む3つのポイント

1 ニーズ調査結果を踏まえて、潜在的なニーズも含めた小学校就学前の教育と保育の「量の拡充」による待機児童の解消や、質の向上。

2 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実。

3 教育と保育の両方の機能を果たす「認定こども園」の普及支援

3

「認定こども園」の普及支援

2

「地域子ども・子育て支援事業」の充実

1

教育と保育の「量の拡充」と「質の向上」

## 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法



### ◆ 主なポイント

#### ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」） 及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

#### ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

#### ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

#### ④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るために、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

#### ⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

#### ⑦ 子ども・子育て会議の設置

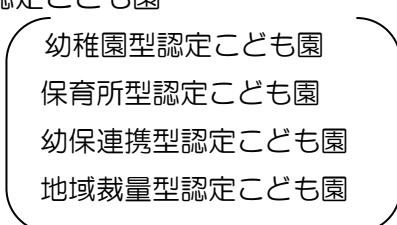
- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

#### ⑧ 施行時期

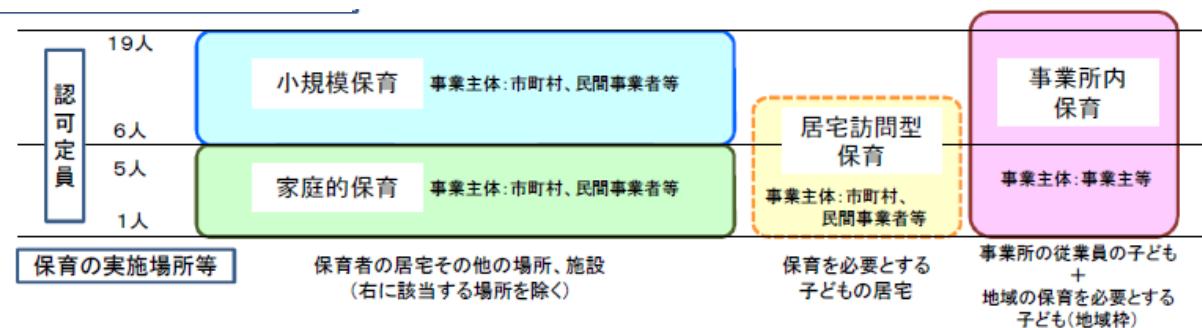
- ・ 平成27年4月に本格施行を予定

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

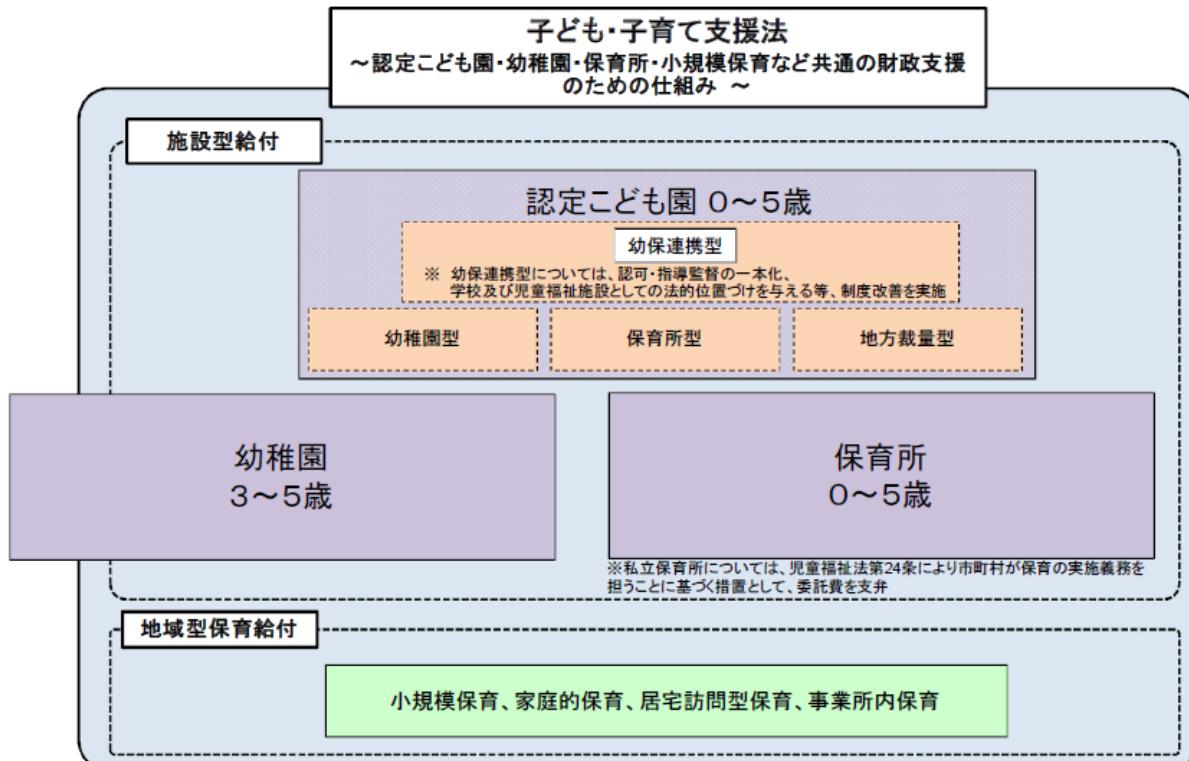
## 2 子ども・子育て支援制度に基づく事業体系

教育・保育給付	施設型給付	①幼稚園（新制度へ移行した幼稚園） ②保育所 ③認定こども園  幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 幼保連携型認定こども園 地域裁量型認定こども園
	地域型保育給付（※）	①家庭的保育 ②小規模保育 ③事業所内保育 ④居宅訪問型保育
地域子ども・子育て支援事業		①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ※ 地域型保育



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

**新制度で増える教育・保育の場**

**幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります。**

**〈地域型保育〉を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。**

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つまた、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童多く利用されてきました。

「認定こども園」を普及していきます。

多くの都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

**幼稚園  
3~5さい**

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行なう学校

利用時間 星過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や他の休憩中の教育活動(散歩や保育)などを実施。  
利用できる保護者 制限なし。

**認定こども園  
0~5さい**

教育と保育を一体的に行なう施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行なう施設です(平成18年に導入)。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな施設や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、さらに普及を図っていきます。

保護者の働いている状況に関わりなく、どのおさんも、教育・保育と一緒に受けます。

保護者が働きなくなったなど、就労状況が変わった場合も、追い慣れた園を継続して利用できます。

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

**保育所  
0~5さい**

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。  
利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

**地域型保育  
0~2さい**

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

家庭の保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のものとて、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行ないます。

小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもの、きめ細かな保育を行ないます。

事業所内保育

会社の事業場等の保育施設などで、従業員の子どもを地域の子どもと一緒に保育します。

居宅訪問型保育

障害者や高齢者など個人のケアが必要な場合や、施設がなかった地域で保育を実現する必要がある場合などに、保護者のご希望に応じて訪問を行ないます。

資料：内閣府 「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」

### 3 保育の必要性の認定

新制度では、新たに「教育・保育の必要性の認定制度」が導入され、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用しやすくなります。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

#### (1) 3つの認定区分

1号認定	<p><b>教育標準時間認定</b> 満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合  【主な利用先：幼稚園、認定こども園】</p>
2号認定	<p><b>保育認定（満3歳以上）</b> 保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合  【主な利用先：保育所、認定こども園】</p>
3号認定	<p><b>保育認定（満3歳未満）</b> 保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合  【主な利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等】</p>

#### (2) 保育の必要量に応じた区分

保育標準時間	<p>主に、フルタイム勤務を想定した利用。 利用可能時間は1日11時間</p>
保育短時間	<p>主に、パートタイム勤務を想定した利用。 利用可能時間は1日8時間まで</p>

## 第7章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策

本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するニーズ調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

本計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定するものです。

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびその他の地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果など総合的に考慮の上、区域を限定せずかつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

### 2 幼児期の教育・保育

#### 量の見込みと確保策について

ニーズ調査の結果を踏まえ、待機児童加速化プランの終了予定年度である平成29年度に全てのニーズを満たすよう計画しました。確保量の設定にあたっては、2歳以上は潜在的なニーズを含めて全て満たすことを前提として設定しました。なお、0歳と1歳のニーズは他の年齢層に比較し突出して利用希望が多かったため、様々な子育て支援施策の拡充を図り子育てしやすいまちづくりを推進することを前提として、2歳児の計画上の確保量に合わせて、補正を行っています。

確保の方策としては、平成28年4月に市有地を無償貸与して定員110名程度の保育所を開設する他、短期的な整備が可能であることや、既存施設の活用が期待できること、多様な保育形態で計画することが望ましいことなどから、更に不足する3歳未満児の保育は小規模保育施設で確保することを柱として、計画しています。

なお、算出にあたっては、保護者の労働時間を月64時間以上で算出しています。

## 平成 27 年度

(単位:人)

		H27年度									
		1号			2号			3号			計
		3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	子どもの人数	198	238	230	182	197	239	85	160	170	1699
②確保の内容	認定こども園(幼稚園型)										0
	認可保育所(公立)				36	42	42	10	20	30	180
	認可保育所(私立)				97	102	107	36	70	78	490
	幼稚園(私学助成)	198	238	230							666
	小計	198	238	230	133	144	149	46	90	108	1336
	地域型 小規模保育事業(A型)							6	14	18	38
	合計	198	238	230	133	144	149	52	104	126	1374
	(2)-①	0	0	0	-49	-53	-90	-33	-56	-44	-325

## 平成 28 年度

(単位:人)

		H28年度									
		1号			2号			3号			計
		3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	子どもの人数	191	231	222	177	191	231	83	155	165	1646
②確保の内容	認定こども園(幼稚園型)										0
	認可保育所(公立)				36	42	42	10	20	30	180
	認可保育所(私立)				117	122	127	48	88	98	600
	幼稚園(私学助成)	191	231	222							644
	小計	191	231	222	153	164	169	58	108	128	1424
	地域型 小規模保育事業(A型)							9	22	26	57
	合計	191	231	222	153	164	169	67	130	154	1481
	(2)-①	0	0	0	-24	-27	-62	-16	-25	-11	-165

## 平成 29 年度

(単位:人)

		H29年度									
		1号			2号			3号			計
		3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	子どもの人数	185	222	214	171	184	222	80	150	160	1588
②確保の内容	認定こども園(幼稚園型)	70	90	100	20	20	20				320
	認可保育所(公立)				36	42	42	10	20	30	180
	認可保育所(私立)				117	122	127	48	88	98	600
	幼稚園(私学助成)	115	132	114							361
	小計	185	222	214	173	184	189	58	108	128	1461
	地域型 小規模保育事業(A型)							30	38	42	110
	合計	185	222	214	173	184	189	88	146	170	1571
	(2)-①	0	0	0	2	0	-33	8	-4	10	-17

## 平成30年度

(単位:人)

		H30年度									
		1号			2号			3号			計
		3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	子どもの人数	177	214	206	164	177	214	78	144	152	1526
②確保の内容	認定こども園(幼稚園型)	70	90	100	20	20	20				320
	認可保育所(公立)				36	42	42	10	20	30	180
	認可保育所(私立)				117	122	127	48	88	98	600
	幼稚園(私学助成)	107	124	106							337
	小計	177	214	206	173	184	189	58	108	128	1437
	地域型 小規模保育事業(A型)							30	38	42	110
	合計	0	0	0	0	0	0	30	38	42	110
(2)-①		0	0	0	9	7	-25	10	2	18	21

## 平成31年度

(単位:人)

		H31年度									
		1号			2号			3号			計
		3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	子どもの人数	170	206	199	157	170	206	75	138	147	1468
②確保の内容	認定こども園(幼稚園型)	70	90	100	20	20	20				320
	認可保育所(公立)				36	42	42	10	20	30	180
	認可保育所(私立)				117	122	127	48	88	98	600
	幼稚園(私学助成)	100	116	99							315
	小計	170	206	199	173	184	189	58	108	128	1415
	地域型 小規模保育事業(A型)							30	38	42	110
	合計	0	0	0	0	0	0	30	38	42	110
(2)-①		0	0	0	16	14	-17	13	8	23	57

### 3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の13事業を実施することが定められているものです。（子ども・子育て支援法第59条）

量の見込みについては、ニーズ調査（平成25年度実施「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査）の結果に基づいて算出しています。

#### 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦に対する健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）病児保育事業、
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
- (11) 放課後児童クラブ事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## (1) 利用者支援事業

### ① 事業概要

妊娠中の方や子どものいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

### ② 量の見込と確保方策

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かい利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に、保育所等利用者支援員を2名配置（1か所）します。また、市内保育所の空き状況などを把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

保育所等利用者支援員を市の中心部である市役所内に2名配置（1か所）。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### ① 事業概要

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

## ② 逗子市の状況

子育て支援センターを 1 か所のほか、親子遊びの場（小坪、沼間）2 か所へ巡回相談を実施しています。また、このほか類似事業として市内 5 か所に「ほっとスペース」を開設しています。（平成 25 年度までは市内 4 か所）。

(実績) 年度	来所者	相談	小坪巡回相談	沼間巡回相談
平成 23 年度	5,189 組 11,739 人	面接 2,536 組 電話 79 件	来所者 238 組 506 人 相談件数 176 件	来所者 257 組 575 人 相談件数 165 件
平成 24 年度	4,662 組 10,110 人	面接 2,232 組 電話 86 件	来所者 146 組 306 人 相談件数 119 件	来所者 396 組 860 人 相談件数 225 件
平成 25 年度	5,466 組 11,627 人	面接 2,634 組 電話 82 件	来所者 181 組 385 人 相談件数 147 件	来所者 516 組 1,174 人 相談件数 302 件

ほっとスペース（市内4か所）	25年度
(実績) 年間延べ来所者数	10,814 人

## ③ 量の見込みと確保方策

量の見込みは、アンケート調査から算出した子育て支援センター利用希望年間延べ人数です。

確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場 2 か所への巡回相談で、合わせて 3 か所を計画として位置付けるとともに、市内 5 か所に設置している「ほっとスペース」（平成 25 年度までは市内 4 か所）への利用者が多いことから、これを合わせると確保可能人数はほぼ見込み量と同等人数が見込まれるため、現状維持を確保します。

(確保策) 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込(人年)	26,628 人	25,812 人	24,888 人	23,888 人	29,946 人
確保方策(箇所)	3 か所				

### (3) 妊婦に対する健康診査

#### ① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、

(1) 健康状態の把握

(2) 検査計測

(3) 保健指導

を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠後母子健康手帳と一緒に、全14回分の妊婦健康診査補助券（1万円補助1回、3千円補助13回）を妊婦へ給付しています。また、里帰りで県外の医療機関を利用する場合などで補助券が使用できない時は、出産後健診費用について償還払いとして対象者へ還付を実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、その分の補助内容を充実しています。

#### ② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成25年度実績（4,720件）をもとに、子どもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです（年間延べ受診回数）。

確保方策については、検査項目13は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込（件）		4,998	4,858	4,676	4,480	4,312
確保 方策	実施場所	-----	-----	-----	-----	-----
	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	検査項目	13	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----	-----

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### ① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後 4 ヶ月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後 4 ヶ月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

### ② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、25年度実績（384 人）をもとに子どもの数の推計値から算出しています。

確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。充分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み（人）		332	283	273	263	253
確保 方策	実施体制（人）	10	10	10	10	10
	実施機関	1	1	1	1	1

## (5) 養育支援訪問事業

### ① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、その他専門的な訪問支援については要保護児童対策ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

### ② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、平成25年度実績（年間延べ件数 8件）をもとに、算出しています。

確保方策については、市職員4人による相談体制を維持し、充分な支援体制を整えます。

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み（人）		24	24	24	24	24
確保 方策	実施体制（人）	4	4	4	4	4
	実施機関	1	1	1	1	1
	委託団体等	0	0	0	0	0

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### ① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### ② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、アンケート調査の結果により算出しています。

年間の延べ人数であり、2人×6～8日間（年）程度を見込んでいます。

確保方策としては、近隣市町の児童養護施設への委託契約などを今後検討していきます。

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人年)		15	15	14	14	13
確保 方策	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	-----	15	14	14	13

## (7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

### ① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

\*この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

### ② 逗子市の状況

年度	依頼会員 (人)	支援会員 (人)	両方会員 (人)	活動件数 (件)	活動時間数 (時間)
23年度	1,032	270	162	4,185	8,344
24年度	1,135	278	178	4,650	8,368
25年度	956	279	169	3,515	6,081

### ③ 量の見込と確保方策

量の見込と確保方策については、ファミリーサポートセンター事業の小学生の実績を基に、小学生の人口、ファミリーサポートセンターへの加入数と利用件数を算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やし対応していきます。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込	1,437	1,404	1,374	1,344	1,314
確保方策	1,557	1,524	1,491	1,464	1,434

※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の未就学児に関しては、<（8）一時預かり事業>における子育て援助活動事業において量と見込みの確保を算出しています。

## (8) 一時預かり事業

### ◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### ① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間（1日4時間が標準）の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育します。

#### ② 量の見込みと確保方策

量の見込みについては、Aの1号認定による利用は、幼稚園で就労以外の理由で一時預かりを希望するニーズ量であり、平成27年度で平均化すると、 $1,813\text{人} \div 11\text{月} \div 22\text{日} = 7.5\text{人}$ であり、市内全体で、1日平均7.5人が一時預かりを希望していると解されます。なお、利用月は1号認定の場合は夏休み期間1ヶ月を差し引いた11月で算出しています。

確保方策については、幼稚園による一時預かり事業は、各幼稚園の事業計画に位置付けられているため、1号認定による利用見込み量を確保方策とし、各園を支援することで対応していきます。2号認定による利用は、保育ニーズとして位置付け、4、5歳児の教育・保育施設利用率が99%として計画しているため、計画上は本表では見込まないこととします。計画上の位置付けに関わらず、各幼稚園の事業展開を支援します。

単位：(人年)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込（1号認定による利用）	1,813	1,756	1,692	1,628	1,566
確保方策（一時預かり事業）	1,813	1,756	1,692	1,628	1,566

- ◆ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動事業（病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

① 事業概要 <上記（3）の幼稚園型を除く>

保育所等を利用してない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

**【事業形態】**

保育所による一時預かり・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

\*トワイライトステイは、本市では実施予定はありません。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、アンケート調査の結果より算出しています。

確保方策については、一時預かり事業では保育所で可能な一時預かりの人数を基に算出しており、平成28年度からは保育所の新設を予定しているため、その分多く確保します。

子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

本市ではトワイライトステイについて実施予定がないため確保方策の記載はありません。

単位：(人年)

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込		6,015	5,826	5,614	5,402	5,195
確保 方策	一時預かり事業（在園対象型を除く）	2,960	4,440	4,440	4,440	4,440
	子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	3,595	3,635	3,675	3,715	3,755
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	-----	-----	-----	-----	-----

## (9) 延長保育事業

### ① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### ② 量の見込と確保方策

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、実施箇所数を延長保育を行う園について記載しています。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込	133	129	124	119	114
確保方策	実施体制	-----	-----	-----	-----
実施個所数	6	7	7	7	7

## (10) 病児保育事業、子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）

### ① 事業概要

病児について、病院・保育所に等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業です。

#### 【病児保育事業】

（病院対応型・病後児対応型） 医療機関、保育所等で専門スペースで一時的に保育師、看護師が行います。

（体調不良児対応型） 保育中の体調不良児を一時的に預かります。（看護師の配置が必須）

（非施設型（訪問型）） 地域の病児・病後児について看護師等が自宅へ訪問。一時的に保育します。

\*いずれの形態も本市では実施しておらず、実施予定はありません。

#### 【子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）】

本市においては、ファミリーサポートセンター事業の病児・病後児預かり事業に該当。

## ② 量の見込と確保方策

平成 26 年度よりファミリーサポートセンター事業で病児・病後児預かりを開始しました。

量の見込みは、アンケート調査の結果をもとに算出しています。

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。

病児・病後児対応の支援会員数を増やすことで利用者の要望に応えていきます。

年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込		2,090	2,025	1,952	1,875	1,803
確保 方策	(病児保育事業)	-----	-----	-----	-----	-----
	子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）	300	500	700	900	1,100

## （11）放課後児童クラブ事業

### ① 事業概要

#### 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により専門家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るもので、入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に 1 箇所ずつ整備し、5 箇所あります。

### ② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、平成 25 年度の小学校別在校生数に人口構成の変化率を掛けて各年度の在籍児童数を求め、在校生対象ニーズ調査を踏まえた利用希望率を掛けて量の見込みを算出しています。

確保方策については、各学校区に 1 か所の実施を今後も継続していきます。待機児童が発生したときに長時間の利用が必要等の必要度の高い学校区については、放課後こども総合プランを踏まえて更なる既存事業の活用により、事業の展開を図ります。なお、既存の 5 施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後こども総合プランにおける連携型として実施します。（放課後子供教室は、ふれあいスクール事業として主に遊びの場として位置付け、日曜日祝日を除き、毎日全校で実施済です。）放課後児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後 7 時まで延長して開所しており、この開所時間を維持継続します。

【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子供教室)の連携方法など】

共通プログラムの企画は内容や実施日等について、現在各校で実施している、放課後児童クラブとふれあいスクールと小学校の連携会議の場を活用し検討し、連携して実施します。実施に当っては、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施することとします。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について毎年協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施手法、福祉部局と学校や教育委員会との連携手法等については、総合教育会議等を活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(延べ人数)	407	396	385	375	365
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5

## 第8章 計画の進行管理

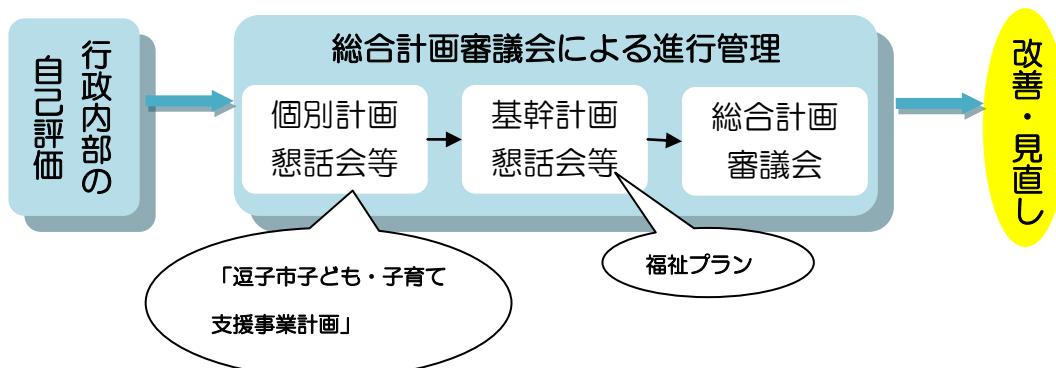
### 1 計画の推進体制

- ◆「逗子市子ども・子育て会議条例」に基づき市長の諮問機関である「逗子市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、子ども・子育てに関する問題提起や意見等を市に対して行います。
- ◆本計画の推進にあたって、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を推進していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に事業に反映させます。

### 2 計画の進行管理

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・各個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していくことから、個別計画・基幹計画における審議会等での意見聴取を経て、総合計画審議会が進行を管理します。

【進行管理体制のイメージ(「逗子市総合計画」より抜粋)】



本計画では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「逗子市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議および子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握し、点検、評価などを各年度で行います。

本計画の進行状況を市の広報やホームページなどにより公表します。